

リコーリース株式会社

証券コード：8566

第49回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶▶ 2025年3月31日

開催
日時

2025年6月23日（月曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催
場所

ホテルニューオータニ ザ・メイン
アーケード階 おり鶴「麗の間」
東京都千代田区紀尾井町4番1号

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）の報酬額
改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の
額及び内容改定の件

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、株主様への提供方法を昨年の招集ご通知より変更いたしました。印刷した全文の株主総会資料は原則として発送せず、株主様ご自身でウェブサイト等に掲載している株主総会資料を閲覧いただきます。なお、この変更は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。また、基準日（2025年3月31日）までに、書面交付請求をいただいた株主様には、ウェブサイトでご確認いただく範囲につきましても冊子でご提供します。ただし、一部事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。

- 本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、「バーチャル出席のご案内」（8頁～10頁）記載の方法によりご出席いただくことができます。
- 郵送（書面）又はインターネット等による事前の議決権行使につきましては、5頁～6頁をご参照ください。
- 本年より受付開始時間を9時30分に変更しております。
- お土産のご用意はございません。

株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員

中村 徳晴

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。ここに、第49回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2024年におけるわが国経済は、賃金と物価の持続的な上昇を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。一方、地政学リスクの高まりや日銀によるマイナス金利政策解除、急激な為替の変動など、先行きは不透明な状況が継続しております。企業の設備投資においては、人手不足の解消を目的とした効率化・省力化への投資がみられる一方で、人件費や原材料高をはじめとしたコストの増加、地政学リスクの顕在化・深刻化によるグローバルサプライチェーンの混乱等により、楽観視できない状況にあるものと認識しております。

2024年度決算は、リース取引は堅調に推移し、目標以上の資産残高を積み上げ、過去最高益を更新することが出来ました。

当社グループは、2023年度よりスタートさせた3ヵ年中期経営計画（中計）の2年目として、中計で定めた事業成長戦略及び組織能力強化戦略を遂行してまいりました。

本年度は中計の最終年度として、前中計から掲げる中長期ビジョン『循環創造企業へ』のもと、経営理念に掲げる「豊かな未来」の実現に向け、企業価値を向上させるべく役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年 5月

■ 経営理念

私達らしい金融・サービスで
豊かな未来への架け橋となります。

■ 基本姿勢

- 1. 誠実な事業活動を通じて持続可能な地球社会の発展に貢献します。
- 2. 想定を超えるサービスでお客さまと未来・社会をつなぎます。
- 3. 一人ひとりが尊重しあい楽しくいきいきと働ける環境をつくります。
- 4. 企業価値の増大によりステークホルダーの期待に応えます。

目次

株主の皆様へのお知らせ		事業報告	
第49回定時株主総会招集ご通知	3	1. 企業集団の現況に関する事項	37
議決権行使のお願い	5	ご参考 サステナビリティ経営	51
事前質問のご案内	7	ご参考 当社の人的資本経営に関する取り組み	54
バーチャル出席のご案内	8	2. 会社の株式に関する事項	58
株主総会参考書類		3. 会社役員に関する事項	59
第1号議案 剰余金の処分の件	11	ご参考 株主還元のご案内	70
第2号議案 定款一部変更の件	13	ご参考 2025年3月期のトピックス	71
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	15	連結計算書類	
ご参考 取締役 に期待する分野（ご承認後の経営体制）	27	連結貸借対照表	72
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	29	連結損益計算書	73
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	30	監査報告書	74
第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件	31		

株主の皆様へのお知らせ

証券コード 8566
発送日：2025年6月6日
電子提供措置の開始日：2025年5月30日
東京都千代田区紀尾井町4番1号
リコーリース株式会社
代表取締役社長 執行役員 中村 徳晴

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につ
いて電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、
以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

 **当社ウェブサイト** <https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/meeting/>



 **東京証券取引所ウェブサイト** [https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.d](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)
（東証上場会社情報サービス） o?Show=Show



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リコーリース」又は「コード」に当社証券コード「8566」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本定時株主総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、後記「バーチャル出席のご案内」（8～10頁）に記載の方法により、株主総会にご出席いただくことができます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
（インターネット等による議決権行使方法は6頁をご参照ください。）

また、本定時株主総会の開催に先立ちまして、当社指定のウェブサイトにて、株主総会の目的事項に関する質問を事前に受け付けております。詳細は7頁をご確認ください。

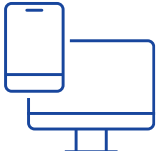
敬具

記

日時 	2025年6月23日（月曜日）午前10時 （受付開始：午前9時30分）※本年より受付開始時間を変更しております。
場所 	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階 おり鶴「麗の間」
目的事項 	報告事項 1. 第49期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第49期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件
招集にあたっての決定事項	※議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。 ※郵送（書面）とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 ※インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 ※バーチャル出席された場合の事前の議決権行使の取り扱いについては10頁に記載しております。

- 以上
- 電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款の定めに基づき、次の事項を記載しておりませんので、上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載している「交付書面に記載しない事項」にてご確認ください。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の新株予約権に関する事項」、「取締役の状況（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要）」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類
 - 電子提供措置事項の内容について、修正をすべき事情が発生した場合には、上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）においてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

事前に議決権を行使いただく場合		株主総会にご出席いただく場合	
 郵送（書面）による 議決権行使	 インターネット等による 議決権行使	 会場でのご出席	 バーチャルでの ご出席
行使期限 2025年 6月20日（金曜日） 午後5時30分 到着分まで	行使期限 2025年 6月20日（金曜日） 午後5時30分 入力分まで	開催日時 2025年 6月23日（月曜日） 午前10時 (午前9時30分より受付開始です。)	開催日時 2025年 6月23日（月曜日） 午前10時 (午前9時30分頃よりアクセス可能です。)
同封の議決権行使書用紙に 賛否をご記入のうえ、 切手を貼らずに ご投函ください。	パソコン、スマートフォン等から、 次のいずれかのウェブサイト にアクセスし、画面の案内に従って、 各議案に対する賛否を ご登録ください。 1. 株主総会ポータル▶ https://www.soukai-portal.net 2. 議決権行使ウェブサイト▶ https://www.web54.net  詳細は6頁 ご参照ください。	同封の議決権行使書用紙を 株主総会当日に 会場受付にご提出ください。 (ご捺印は不要です。)	同封の「バーチャル株主総会 出席方法のお知らせ」を ご参照のうえ、 バーチャル株主総会システム にログインしてください。  詳細は8頁～10頁 ご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコード®の読み取りによるご行使

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」入力によるご行使

次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>
議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 午前9時～午後9時)

事前質問のご案内

本定時株主総会の目的事項に関しまして、前頁に記載されている株主総会ポータル®にて事前にご質問を受け付けております。

ご質問は本定時株主総会の目的事項に関わる内容で、株主様お一人につき3問まで（1問につき最大400字まで）とさせていただきます。なお、事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高いと思われる内容につきましては株主総会当日に回答させていただく予定です。いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、株主総会当日にご回答できなかった事前のご質問も含め、事前又は当日に頂いたご質問は、株主総会終了後にご質問の内容を取り纏めのうえ、当社ウェブサイトへ回答とともに掲載する予定です（公開が適当ではないと当社が判断した質問を除きます）。

受付期間

2025年6月18日（水曜日）午後5時30分送信分まで

■ ご質問の手順

- ①前頁に記載されているインターネット等による議決権行使の方法と同様に株主総会ポータル®にアクセスいただけます。
- ②トップ画面から「事前質問へ」ボタンを押下します。
- ③「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。（1問につき400文字以内、ご質問の送信は3回までとなっております。）



バーチャル出席のご案内

本定時株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問及び議決権行使をしていただく「バーチャル出席」が可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものととして取り扱われます。なお、動議のお取り扱いをはじめ、システム等の都合上、会場出席の株主様と完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点、ご了承ください。バーチャル出席をご希望される株主様は、以下を必ずご一読、ご了承のうえ、ご出席いただきますようお願いいたします。

配信日時

2025年6月23日（月曜日）午前10時より
（午前9時30分頃よりアクセス可能です。）

ウェブサイト

<https://8566.ksoukai.jp>
※事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします。

■ バーチャル出席に必要な環境

バーチャルでご出席いただくには、株主の皆様において、通信環境等を整えていただく必要がございます。株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料等一切の費用につきましては、株主様のご負担とさせていただきます点、ご了承ください。

OS	Windows 10／11、macOS 最新版	
ブラウザ	Windows	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome
	macOS	Safari
モバイル端末	iOS	iPhone：iOS12以上、iPad：iOS13以上（ブラウザ：Safari）
	Android	Android8以上（ブラウザ：Google Chrome）
通信速度推奨	5Mbps	
動作環境	PC	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01
	スマートフォン	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02

1 当日の出席方法

株主総会当日に、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下の手順でバーチャル株主総会システムにログインしてください。

- ①前頁に記載の当社指定ウェブサイトアクセスし、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載されているID及びパスワードをご入力の上、ログインします。
- ②「出席」ボタンを押下します。（ライブ配信画面へアクセスします。）

※午前9時30分頃よりアクセス可能です。



2 当日のご質問の方法

バーチャル出席の株主様は、以下の手順でご質問いただくことが可能です。

- ①ライブ配信画面の「質疑」のタブを押下します。
 - ②ご質問をご入力いただき、「次へ」ボタンを押下します。
 - ③内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンを押下します。
- ご質問の範囲は、本定時株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
 - お一人さま送信1回につき1周まで（最大400文字まで）、送信は3回までとさせていただきます。
 - 質疑応答の時間に限りがありますので、全てのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。
 - 同じ質問を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む質問を繰返し送信したりする等、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指揮命令に従い、当社から当該バーチャル出席の株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3 動議のお取り扱い

バーチャル出席の株主様からの動議は、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含めて全て、提出は受け付けないこととさせていただきます。また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主様は、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

4 当日の議決権行使の方法

バーチャル出席の株主様は、本定時株主総会開会後から決議事項の採決時まで、以下の手順で議決権を行使いただくことが可能です。

- ①ライブ配信画面の「議決権行使」のタブを押下します。
 - ②決議事項について「賛成」又は「反対」を選択します。
- 全ての決議事項に対して「賛成」又は「反対」を選択後、下部の「行使する」ボタンを押下します。なお、上部の「すべての議案に賛成」を押下することで、全ての決議事項に対して「賛成」を選択することが可能です。
- ※「行使する」ボタンの押下は1回までです。

5 議決権行使のお取り扱い

- 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効とします。
- 事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 株主総会当日、会場にご来場いただいた株主様がバーチャル出席の方法による議決権の行使をされた場合には、バーチャル出席の方法による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いします。

6 注意事項

- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみです。
- バーチャル出席によるご出席は、株主様本人に限定しています。（代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。）
- 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶等の通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主様がバーチャル出席できない場合又は議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては一切の責任を負いかねます。
- バーチャル出席用のID及びパスワードを第三者に開示し、提供し、又は使用させること、本定時株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- バーチャル出席の株主様が、音声等を通じて得た他の株主様の個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます。
- システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、下記当社ウェブサイトにてお知らせします。
<https://www.r-lease.co.jp>

7 バーチャル株主総会に関するお問合せ先

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問合せに対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問合せください。なお、バーチャル出席用のID・パスワード、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主総会当日において株主様側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

バーチャル株主総会一般に関するお問合せ

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号：0120-782-041
受付：午前9時～午後5時（土日休日を除く。）

システムに関する技術的なお問合せ

株式会社ブイキューブ
電話番号：03-6833-6238
受付：2025年6月22日（日曜日）午前9時～午後9時まで
2025年6月23日（月曜日）午前9時～本株主総会終了時まで

第 1 号議案 剰余金の処分の件

配当の累進性と業界トップクラスの還元水準を意識し、持続的な成長と適正な資本構成及び財務体質の強化を図り、株主還元の拡充を目指してまいります。

具体的な株主還元の目安については、現中期経営計画の最終年度（2026年3月期）に配当性向40%以上、2030年3月期に50%としております。

また、経営理念及び中長期ビジョン『循環創造企業へ』の実現を目指し、2022年度より開始しました「豊かな未来積立金」として、本年度は47,190,000円を積み立て、引き続き地球環境保全、社会・経済の発展、次世代育成、文化の向上、災害復興支援等社会的な課題解決に向けた活動の支援を行うことで、豊かな未来づくりに貢献していきたいと存じます。

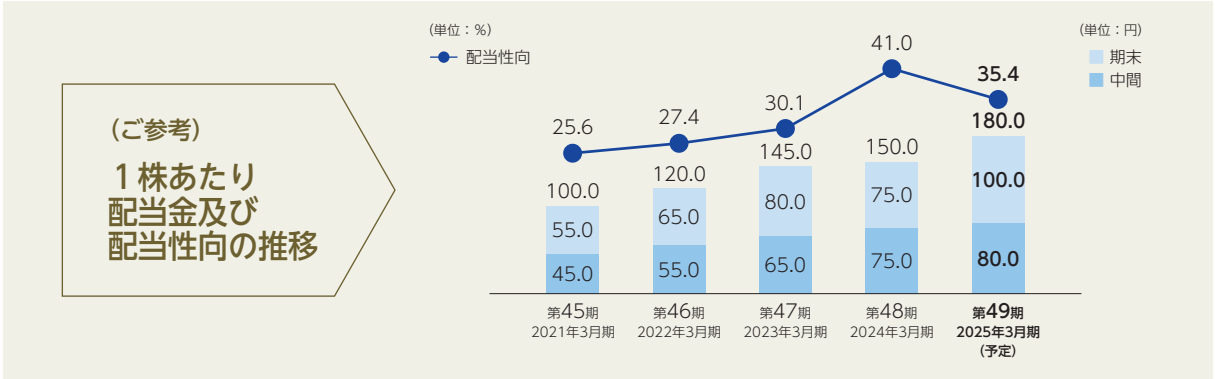
第49期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以上の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金100円
(配当総額3,091,916,100円)
これにより中間配当金を含めました年間配当金は、前期と比べ30円増配の 1 株につき180円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 8,000,000,000円
豊かな未来積立金 47,190,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 8,047,190,000円



(ご参考) 豊かな未来積立金 2024年度寄付実績

■「循環創造型寄付、SDGs 貢献型寄付」 寄付額：1,800 万円

公益財団法人 日本財団
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
認定特定非営利活動法人 ジャパンハート
公益財団法人 地球環境戦略研究機関
公益信託 経団連自然保護基金
公益財団法人 日本パラスポーツ協会

■「株主優待運動型寄付・協賛等」 寄付額：700 万円

公益社団法人 国土緑化推進機構
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
一般社団法人 日本母乳バンク協会
一般社団法人 日本障がい者サッカー連盟
特定非営利活動法人 地球船クラブ エコミラ江東
認定特定非営利活動法人 育て上げネット
認定特定非営利活動法人 ファミリーハウス
特定非営利活動法人 日本タンゴセラピー協会
特定非営利活動法人 キーパーソン 21
社会福祉法人 おあしす福社会
特定非営利活動法人 三段峡 - 太田川流域研究会
一般社団法人 After Surgery Fun Run 協会
認定特定非営利活動法人 Ocean's Love
特定非営利活動法人 じぶん未来クラブ
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク
いろえんぴつプロジェクト
一般社団法人 AOH ショコラボ

■「地震や気候変動等を原因とする自然災害への機動的な寄付」 寄付額：900 万円

令和6年7月25日からの大雨災害義援金
令和6年9月能登半島大雨災害義援金
令和6年沖縄県北部豪雨災害義援金
令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の円滑な組織運営のため、現在の本社（東京都港区）を本店に変更することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。また、この変更につきましては、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨を附則で定めるものであります。なお、当該附則は効力発生日にこれを削除するものといたします。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社は定款で定めた一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催できるようになりました。
- 当社は、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおり、株主総会は株主の皆様との対話を促進する貴重な機会と捉えています。また、移動時間や費用などの理由で株主総会に出席が困難だった株主の皆様に対し、物理的な制約を減らし、より多くの株主様に参加機会を提供することが重要だと考えています。そのため、株主の皆様にはインターネット等を通じて株主総会を視聴し、質問や発言、議決権の行使ができるハイブリッド出席型のバーチャル株主総会を実施しています。
- さらに、この取り組みを一歩進め、感染症や天災などの緊急事態への対応、そして社会全体のデジタル化の進展に備え、株主総会の開催方式を選択肢として多様化することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条を変更することとしました。なお、当社は経済産業省令及び法務省令で定める要件を満たしており、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

<バーチャルオンリー株主総会の実施の判断について>

バーチャルオンリー株主総会を実施する場合には、当社及び株主の皆様を取り巻く状況、株主総会の議題内容、株主の皆様のご意見等を総合的に勘案し、株主の皆様の権利を最優先に考慮したうえで、その実施の可否について取締役会において慎重に検討・判断し、実施いたします。

<バーチャルオンリー株主総会実施における、株主の権利尊重と透明性確保について>

バーチャルオンリー株主総会を実施する場合においても、株主の皆様に以下の権利を確実に行使いただけるよう、恣意的な運営とならない体制及び仕組みを導入し、透明性の高い株主総会の開催を基本方針としております。

- ①質問を行う権利
 - ②議決権を行使する権利
 - ③動議を提出する権利
 - ④（株主提案があった場合における）提案株主がその議案を説明する権利
- これらの権利の行使が適切に行えるよう、株主総会への出席手続き、ご質問・動議の方法、議決権の行使方法等の必要事項については、株主総会招集通知において明確にご案内いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
（招集の時期） 第13条 会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。 （新設）	（株主総会の招集） 第13条 （現行どおり） ②株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
（新設）	附則 （効力発生） 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則（効力発生）は、本店移転日の効力発生日経過後、削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役のみで構成する指名報酬委員会における審議を経ております。

また、監査等委員会は、本議案における当社の取締役候補者の選任について、指名報酬委員会での審議内容の確認を行った結果、取締役候補者の選任プロセスは適切に行われていると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			取締役会 出席率	上場会社 兼職数	在任年数	代表 取締役	指名報酬 委員	性別
1	なかむら 中村	とくはる 徳晴	（満59歳）	再任	100%	—	6年	●	男性
2	さの 佐野	ひろずみ 弘純	（満62歳）	再任	100%	—	6年		男性
3	おおさわ 大澤	ひろし 洋	（満61歳）	新任	—	—	—		男性
4	えびす い 戎井	まり 真理	（満64歳）	再任 社外 独立	100%	1社	5年	●	女性
5	はらさわ 原澤	あつみ 敦美	（満57歳）	再任 社外 独立	100%	2社	5年	●	女性
6	いちのせ 一ノ瀬	たかし 隆	（満68歳）	再任 社外 独立	100%	—	3年	●	男性
7	いりさ 入佐	たかひろ 孝宏	（満59歳）	再任 社外	100%	1社	2年		男性
8	のじ 野地	ひこみつ 彦旬	（満66歳）	再任 社外 独立	100%	3社	1年	●	男性
9	うちむら 内村	ひろや 裕也	（満57歳）	新任 社外	—	1社	—		男性
10	おおもり 大森	みどり	（満63歳）	新任 社外 独立	—	—	—	●	女性

（注1） 候補者の年齢は本定時株主総会終結時のものです。
（注2） ●は就任予定になります。

候補者番号

1

なかむら とくはる
中村 徳晴

再任



生年月日	1965年8月3日生
所有する当社の株式数 （うち、株式報酬制度に 基づく交付予定株式の数）	12,870株 (9,713株)
取締役会への出席状況	14回／14回（100%）
在任年数	6年

株主の皆様へ
2024年度はマイナス金利解除、物価高などの外部環境変化がありましたが、過去最高の利益水準となりました。2025年度も引き続き利上げ、物価高、更には関税問題等の外部環境はあるものの、経営理念「私達らしい金融・サービスで豊かな未来への架け橋となります」に基づき当社を更に成長させていきたいと考えています。また、株主の皆様からご賛同頂いた豊かな未来積立金の中から引き続き被災地域やその他の団体等に寄付を実施することができました。今後も株主の皆様と未来への想いを共有し社業の発展に貢献したいと考えています。

■ **取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**
中村徳晴氏は、当社グループにおける豊富な営業・業務経験とあわせ、当社の代表取締役社長執行役員としての経験を有しております。これまでの経営に関する豊富な経験や知見等を活かすことで、取締役会の監督機能の強化及び当社の持続的成長と企業価値向上に引き続き資することが期待されるため、取締役候補者としてとこといたしました。

■ **当社グループが期待する分野** ESG・サステナビリティ／企業経営／営業・マーケティング／金融・投資／人財

■ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1994年 1 月	当社 入社	2014年 4 月	当社 営業本部 関西支社長
2004年11月	当社 経営企画室長	2017年 4 月	当社 事業戦略本部長
2005年12月	テクノレント株式会社 取締役 同社 執行役員	2018年 4 月	当社 常務執行役員
	2008年 4 月 当社 総合戦略室長	2019年 4 月	当社 業務統括本部長
	2009年 4 月 当社 理事	2019年 6 月	当社 取締役
	当社 総合経営企画本部 副本部長	2020年 4 月	当社 代表取締役（現任）
2011年10月	当社 業務本部 業務統括部長		当社 社長執行役員（現任）
2013年 4 月	当社 執行役員	2021年 6 月	当社 取締役会議長（現任）

（重要な兼職の状況） 重要な兼職はありません。

候補者番号

2

さ の ひろ ず み

佐野 弘純

再任



生年月日

1963年 5 月14日生

所有する当社の株式数
(うち、株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数)

7,152株
(4,816株)

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

在任年数

6 年

株主の皆様へ

昨今の世界情勢の急激な変動、金利ある世界での資金原価の上昇など経営環境が大きく変化する中、当社は営業資産の拡大および資産利回りの改善などにより、着実な成長を実現してまいりました。2025年度は現在の中期経営計画を締め括る年度となりますので、人的資本経営の継続とDX化の推進による営業体制の更なる強化、当社グループ各社とのシナジーの発揮、適切なコスト管理、厳格なリスクマネジメントの遂行により次の成長への強固な土台を構築し、ステークホルダーの皆さまの期待と信頼におこたえすべく、企業価値向上に尽力してまいります。

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐野弘純氏は、当社において、営業部門の重要なポジションやビジネスモデルを支える業務プロセスの責任者を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、専務執行役員として、本社全般を統括した経験を有しており、これらの豊富な経験や知見を活かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上に引き続き資することが期待されるため、取締役候補者としてといたしました。

当社グループが期待する分野

ESG・サステナビリティ／財務・会計／営業・マーケティング／金融・投資／人財

略歴並びに当社における地位及び担当

1987年 3 月	当社 入社	2019年 4 月	当社 営業統括本部長
2003年 4 月	当社 経営企画室長		当社 営業統括本部 事業戦略本部長
	当社 営業本部 営業支援部長		当社 営業統括本部 エリア営業本部長
2004年11月	当社 関西事業部 副事業部長	2019年 6 月	当社 取締役（現任）
2006年10月	当社 支社事業部 中国四国営業部長	2020年 4 月	当社 営業担当
	当社 営業本部 関西支社長	2021年 6 月	当社 本社担当
	当社 執行役員	2022年12月	株式会社Welfareすずらん 代表取締役社長
2015年 4 月	当社 業務本部 業務統括部長		当社 専務執行役員（現任）
2016年 4 月	当社 業務本部 副本部長	2023年 4 月	当社 専務執行役員（現任）
2018年 4 月	当社 業務本部 専務執行役員	2025年 4 月	当社 営業担当（現任）
	当社 FFPR推進本部長		
	当社 CS-Hub企画本部長		

（重要な兼職の状況）重要な兼職はありません。

候補者番号

3

お お さ わ ひろ し

大澤 洋

新任



生年月日

1964年 2 月28日生

所有する当社の株式数
(うち、株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数)

2,108株
(1,416株)

取締役会への出席状況

一回／一回 (一%)

在任年数

一年

株主の皆様へ

企業を取り巻く内外情勢が激しく変化を続ける中、当社グループは、「私達らしい金融・サービス」を通じて社会課題の解決に貢献し、事業成長による経営理念の具現化に向けた変革に挑戦しています。これまで私は経営管理の領域において、中期経営計画で定めた8つの事業分野の成長戦略を支える組織能力の高度化、とりわけ資本コスト経営の推進と定着、事業リスク管理の刷新やグループ経営体制の構築などに取り組んでまいりました。引き続き環境変化への適応力を高めつつ、グループ経営基盤の中長期的な強化を図り、持続的な企業価値の向上に力を尽くしてまいります所存です。

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤洋氏は、大手事務・精密機器メーカーにおいて経理・財務部門や同社での監査役の経験を有しており、2021年の当社入社以降、経営管理本部長の要職につき、経営理念や行動規範の作成・浸透に尽力し、資本コスト経営を推進する等、高い成果を挙げております。また、これまでにリスクマネジメント委員長やALM委員長を兼務するなど幅広い分野に手腕を発揮しております。これらの豊富な経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に引き続き資することが期待されるため、取締役候補者としてといたしました。

当社グループが期待する分野

ESG・サステナビリティ／財務・会計／リスク管理

略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4 月	株式会社リコー 入社	2017年 6 月	同社 監査役
2008年 7 月	同社 経理本部 経理部長	2021年 6 月	当社 入社
2009年11月	同社 経理本部 財務部長		当社 執行役員
2010年 6 月	当社 監査役		当社 経営管理本部長
2011年 4 月	株式会社リコー 監査役室長	2021年10月	当社 経営管理本部 財務部長
2013年 7 月	Ricoh Europe PLC Executive Vice President	2022年 6 月	テクノレント株式会社 取締役（現任）
	株式会社リコー コーポレート統括本部 経営企画センター コミュニケーション支援部長	2023年 4 月	当社 常務執行役員
2016年 5 月	株式会社リコー コーポレート統括本部 経営企画センター 経営管理部長	2025年 4 月	当社 専務執行役員（現任） 当社 本社担当（現任）
2017年 4 月	同社 コーポレート統括本部 経営企画センター 経営管理部長		

（重要な兼職の状況）テクノレント株式会社 取締役

候補者番号

4

えびす い ま り
戎井 真理

再任

社外

独立



生年月日 1960年10月8日生

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 14回／14回（100％）

在任年数 5年

株主の皆様へ

私たちは、「豊かな未来」の「架け橋」となることを経営理念に中期経営計画の最終年を迎え、次期中期経営計画を策定することになります。金融のリテラシーとその取引データをDNAに、約半世紀にわたり社会課題の解決に貢献しております。VUCAの時代には、リスクと同時に多くのビジネス好機が存在します。多様な感性でこれを掘り起こせる人財の育成、企業文化の醸成をリスクアペタイトを通じて後押しいたします。ROEをより浸透させていく課題には、自身が専門とする会計の力と数値につなげる対話を通じてスピード感ある企業価値の向上に貢献したいと存じます。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

戎井真理氏は、米国公認会計士として培われたグローバルな視野に立った会計に対する豊富な経験と高い見識を備えており、公認不正検査士として、企業の内部統制・経営倫理についても知見を有しております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるため、社外取締役候補者としてといたしました。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／財務・会計／リスク管理／人財

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4 月	味の素ゼネラルフーズ株式会社 （現 味の素AGF株式会社） 入社	2006年11月	米国公認会計士（USCPA） ワシントン州登録
1997年11月	米国公認会計士合格	2008年 4 月	公認不正検査士（CFE） 登録
1998年 3 月	KPMGピートマーウィック 東京事務所 （現 KPMG税理士法人） 入所	2016年 6 月	一般社団法人 Japan Society of U.S.CPAs 理事
2001年 7 月	有限会社戎井会計コンサルティング 代表取締役（現任）	2020年 6 月	当社 社外取締役（現任）
	米国公認会計士（USCPA） イリノイ州登録	2022年 5 月	イオンディライト株式会社 社外監査役（現任）
		2022年 9 月	ファミリービジネス学会 監事（現任）
		2024年 3 月	公益社団法人企業メセナ協議会 監事（現任）

（重要な兼職の状況） 有限会社戎井会計コンサルティング 代表取締役
イオンディライト株式会社 社外監査役

候補者番号

5

は ら さ わ あ つ み
原澤 敦美

再任

社外

独立



生年月日 1967年 8 月28日生

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 14回／14回（100％）

在任年数 5年

株主の皆様へ

当社は、経営基盤となっている既存事業を強化しつつ、地続きにある新規事業分野で社会課題に応じた変異を繰り返しながら新たなビジネスモデルを構築することで、「循環創造企業」として豊かな未来創りに貢献することを目指しています。中計最終年度である本年はその成果が問われますが、私は、社外取締役として法律の専門家として、当社が事業を遂行する過程において行動規範が適切に遵守されているかをチェックすると共に、コンプライアンスの徹底・強化を図ることで、当社の経営理念実現と企業価値向上に貢献して参りたいと存じます。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原澤敦美氏は、弁護士として培われた専門的な経験と知識や上場会社の社外役員としての経験と見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるため、社外取締役候補者としてといたしました。なお、同氏は社外役員になる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／法律／リスク管理／人財

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1992年 4 月	日本航空株式会社 入社	2019年 6 月	川崎汽船株式会社 社外監査役
2009年12月	東京弁護士会登録 ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所入所	2020年 6 月	当社 社外取締役（現任）
2014年 6 月	デジタルアーツ株式会社 入社	2020年 9 月	公益社団法人日本トリアスロン連合 理事
2015年 4 月	山崎法律特許事務所 入所	2023年 6 月	株式会社ギックス 社外監査役（現任）
2016年11月	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 パートナー（現任）		公益社団法人日本航空技術協会 理事 （2025年 6 月 5 日退任予定）
2017年 8 月	東京都 入札監視委員会委員（現任）	2025年 3 月	川崎汽船株式会社 社外取締役（現任）
2018年 4 月	ローソンバンク設立準備株式会社 （現 株式会社ローソン銀行） 社外監査役（現任）		

（重要な兼職の状況） 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 パートナー
株式会社ギックス 社外監査役
川崎汽船株式会社 社外取締役

候補者番号

6

い ち の せ た か し

一ノ瀬 隆

再 任

社 外

独 立



生年月日 1957年 2 月23日生

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 14回／14回（100％）

在任年数 3 年

株主の皆様へ

当社では、リスク要因の多様化、社会秩序の変化が進行する環境下において、一貫してビジョンである「循環創造企業」の実現に向け、役職員が一丸となって真摯に取り組んでいます。その結果、継続的に祖業領域の一層の強化、および、新規事業の創出・拡大に着実な成果を挙げています。私はこれまでの企業経営で培った知識・経験と技術的知見を活かして、独立社外取締役として経営の監督に携わるとともに、業務執行への積極的な助言を行い、自ら変化しながら成長を続けるこの会社の持続的な企業価値向上に貢献して参りたいと存じます。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

一ノ瀬隆氏は、大手電機メーカー系列会社等の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／企業経営／IT・テクノロジー／人財

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4 月	ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 入社	2012年 9 月	デクセリアルズ株式会社 代表取締役社長
2006年 4 月	ソニーケミカル株式会社 (現 デクセリアルズ株式会社)	2021年10月	リンクストック株式会社 代表取締役会長
	常務取締役	2022年 6 月	当社 社外取締役 (現任)
2008年 1 月	ソニーケミカル&インフォメーションデバ イス株式会社 (現 デクセリアルズ株式会社)	2025年 4 月	物産フードサイエンス株式会社 代表取締役社長 (現任)
2008年 8 月	同社 取締役執行役員専務 代表取締役社長 (重要な兼職の状況)		物産フードサイエンス株式会社 代表取締役社長

候補者番号

7

い り さ た か ひ ろ

入佐 孝宏

再 任

社 外



生年月日 1965年12月 6 日生

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 14回/14回（100％）

在任年数 2 年

株主の皆様へ

当社グループが取り組む中長期ビジョン『循環創造企業へ』の実現に向けては、既存ビジネスの強化と地続きの新規ビジネス創出の同時実行が求められています。私は当社社外取締役として、SDGsの世界潮流を理解した上での新規ビジネスの在り方への助言、株式会社リコーで強化・展開しているAIに代表される先端デジタルテクノロジーを生かしたお客様価値創出や社会課題解決等の知見を活かし、当社の永続的成長とその戦略実行に貢献していく所存です。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

入佐孝宏氏は、大手事務・精密機器メーカーにおけるIT・テクノロジー事業分野並びに経営戦略に係る経験と知識を有しております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるため、社外取締役候補者としてといたしました。

■ 候補者と特定関係事業者との事実関係

株式会社リコー及びリコージャパン株式会社は、当社の特定関係事業者であります。現在又は過去10年間ににおける入佐孝宏氏の当該会社での地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／営業・マーケティング／IT・テクノロジー

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1989年 4 月	株式会社リコー 入社	2017年 4 月	同社 コーポレート統括本部 経営企画センター 経営戦略部 部長
2003年 6 月	同社 サーマルメディアカンパニー サーマル営業部 部長	2018年 4 月	同社 経営企画本部 経営企画センター 経営戦略部 部長
2007年 3 月	Ricoh Industrie France S.A.S. General Manager	2019年 4 月	同社 経営企画本部 経営企画センター 所長
2011年 4 月	株式会社リコー サーマルメディアカンパニ ー 事業統括室 室長	2020年 4 月	同社 理事
2012年10月	同社 ケミカルテクノロジー&プロダグツ事 業本部 事業統括センター 所長	2021年 4 月	同社 コーポレート執行役員 同社 リコーフューチャーズビジネスユニット プレジデント
2013年10月	同社 インダストリアルメディアソリューシ ョンズ事業部 事業統括室 室長	2023年 4 月	同社 コーポレート上席執行役員 (現任)
2015年10月	同社 IMS事業部 グローバルビジネス センター 所長	2023年 6 月	同社 リコーデジタルサービスビジネスユニット プレジデント (現任)
		2023年11月	当社 社外取締役 (現任)
	(重要な兼職の状況) 株式会社リコー コーポレート上席執行役員 リコーデジタルサービス ビジネスユニット プレジデント リコージャパン株式会社 取締役 会長執行役員		リコージャパン株式会社 取締役 会長執行役員 (現任)



生年月日 1958年10月30日生

所有する当社の株式数 300株

取締役会への出席状況 12回／12回 (100%)

在任年数 1 年

株主の皆様へ

当社グループの従業員一人ひとりは真面目で、お客様に真摯に向き合っていると感じる1年でした。その結果が数字で表れていると言えます。新規の事業で利益の出にくい領域のサービスでも、知恵を絞って、お客様が満足しながら利益を出せるよう改善しています。同時に企業価値も向上し、株主様への還元も計画以上の実績となりました。私は、社外取締役として過去の経営経験を生かし、事業の推移を客観的に俯瞰し、リスクの程度はどれほどか、投資の回収は何年くらいか、コンプライアンス上の抜け漏れは無いか等に注意を払い、株主の代表として会社を支援し、現在の中期経営計画を達成すべく尽力していく所存です。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野地彦彦氏は、大手車両部品メーカー会社における製造現場責任者及び経営者としての豊富な経験により、テクノロジーや企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づき、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／企業経営／IT・テクノロジー／人財

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4 月 横浜ゴム株式会社 入社
2002年 7 月 同社 新城工場 副工場長
2004年 6 月 同社 三島工場長
2007年 1 月 ヨコハマタイヤ フィリピンINC. 代表取締役社長
2008年 6 月 横浜ゴム株式会社 執行役員 タイヤ生産本部長
兼 ヨコハマタイヤ フィリピンINC. 代表取締役社長
2009年 1 月 同社 執行役員 タイヤ生産本部長
2009年 6 月 同社 取締役 執行役員 タイヤグローバル生産本部長
2010年 6 月 同社 取締役 常務執行役員 タイヤ管掌
2011年 4 月 同社 取締役 専務執行役員 タイヤ管掌
2011年 6 月 同社 代表取締役社長
2017年 3 月 同社 取締役副会長
兼Alliance Tire Group 代表取締役会長

2018年 3 月	同社 副会長執行役員 兼ATC Tires Private Ltd. 取締役会長
2019年 3 月	同社 技師長 兼 Yokohama Tire Manufacturing Mississippi, LLC. 取締役会長
2021年 3 月	同社 相談役
2024年 4 月	同社 名誉顧問（現任）
2024年 6 月	当社 社外取締役（現任） ホーチキ株式会社 社外取締役（現任） 河西工業株式会社 社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況) 横浜ゴム株式会社 名誉顧問
ホーチキ株式会社 社外取締役
河西工業株式会社 社外取締役



生年月日 1967年11月20日生

所有する当社の株式数 一株

取締役会への出席状況 一回／一回 (一%)

在任年数	一年
------	----

株主の皆様へ

日本をはじめ世界の多くの国々がこれまで鋭意推進してきた自由貿易や脱炭素化などの根本理念が激しく揺さぶられる多難時代を迎えました。各企業には、不確実性を増す環境の中で複数のシナリオに冷静かつ迅速に対応していくための英知と強靭性が益々求められます。私はグローバルに展開する金融機関で得た様々な知見や多様性の理解を活かし、複眼的な視点で経営の監督に努めると共に、当社グループがリスクテイクとリスクマネジメントのバランスを確りと保ちながら、「循環創造企業」に向けて成長していけるようサポートしてまいります。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内村裕也氏は、大手銀行グループにおいて、審査関連や与信関連の部門長を歴任しています。また、現在は、リスク統括の部門長となっており、金融及びリスクに関して豊富な経験と知見を有しております。これらを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役候補者とすることとなりました。

当社グループが期待する分野 ESG・サステナビリティ／金融・投資／リスク管理

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1990年 4 月	株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入社	2021年 7 月	株式会社みずほ銀行 執行理事 リテール・事業法人部門副部門長
2016年 4 月	株式会社みずほ銀行 アジア・オセアニア審査部長		兼大企業・金融・公共法人部門 副部門長 兼グローバルコーポレート部門 副部門長
2017年 4 月	同社 審査業務部長		みずほ信託銀行株式会社 執行理事
2018年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 与信企画部長		リテール・事業法人部門副部門長 兼大企業・金融・公共法人部門 副部門長
	株式会社みずほ銀行 与信企画部長	2024年 4 月	みずほリース株式会社 執行役員 リスクマネジメント統括部長
2019年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員 与信企画部長	2025年 4 月	同社 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼リスクマネジメント統括部長 (現任)
2020年 4 月	株式会社みずほ銀行 執行役員 審査担当 みずほ信託銀行株式会社 執行役員 審査担当		
(重要な兼職の状況) みずほリース株式会社 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼リスクマネジメント統括部長			

候補者番号

10

お お も り

大森 みどり

新任

社外

独立



生年月日	1961年6月26日生
所有する当社の株式数	一株
取締役会への出席状況	一回／一回（一％）
在任年数	一年

株主の皆様へ

当社グループは「循環創造企業」への進化を掲げ、新たな成長領域に挑戦しています。私は不動産開発や地域価値の創出につながる事業創造に取り組んできた経験を活かし、特に成長分野である、不動産・環境領域における資産形成やリスクマネジメントに貢献してまいります。また、実践的な視点から助言を行い、資本コストを意識した経営の推進にも貢献し、持続的な企業価値向上と豊かな未来の実現に向け、社外取締役としての責務を果たして参りたいと存じます。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大森みどり氏は、大手不動産会社における、不動産開発に関する企画・運営等の豊富な経験により、不動産に関する幅広い知識と高い見識を備えております。これらを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役候補者とすることといたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

当社グループが期待する分野

 ESG・サステナビリティ／金融・投資／人財

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4 月	森ビル株式会社 入社	2013年 9 月	同社 都市開発本部 計画企画部 統括部長補佐
1998年11月	同社 都市開発本部 六六事業推進本部 参事		計画推進部 部長
2003年 7 月	同社 タウンマネジメント事業室 上席参事副室長	2020年 6 月	同社 専門役員 都市開発本部 計画企画部 計画推進部（六本木担当）（現任）
	兼プロモーショングループ長		
2008年 1 月	同社 都市開発部 開発 1 部 上席参事担当部長		
2009年 9 月	同社 都市開発本部 環二地区計画推進統括部 理事・事業企画部長		
	兼エリアマネジメント準備室長		

（重要な兼職の状況）

 森ビル株式会社 専門役員 都市開発本部 計画企画部 計画推進部（六本木担当）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者に関する特記事項

特別の利害関係

各候補者と当社の上に特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社及び当社子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険の保険料については当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外である等一定の免責事由があります。

なお、各候補者の任期途中である2025年8月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である戎井真理氏、原澤敦美氏、一ノ瀬隆氏、入佐孝宏氏及び野地彦旬氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、内村裕也氏及び大森みどり氏が選任された場合は、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。

社外取締役候補者

戎井真理氏、原澤敦美氏、一ノ瀬隆氏、入佐孝宏氏、野地彦旬氏、内村裕也氏及び大森みどり氏は、社外取締役候補者であります。

独立性について

当社は、戎井真理氏、原澤敦美氏、一ノ瀬隆氏及び野地彦旬氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、大森みどり氏が選任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定です。

その他取締役候補者に関する特記事項

- 野地彦旬氏の取締役会出席状況は、就任日（2024年6月24日）以降の状況を記載しております。
- 候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

ご参考

取締役に期待する分野
(ご承認後の経営体制)

本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役に期待する分野は、以下のとおりです。なお、当社は中長期ビジョンである『循環創造企業へ』に共感し、ESG・サステナビリティという基本リテラシーを兼ね備えている方を当社の取締役としていることから「ESG・サステナビリティ」分野については取締役全員に期待しております。

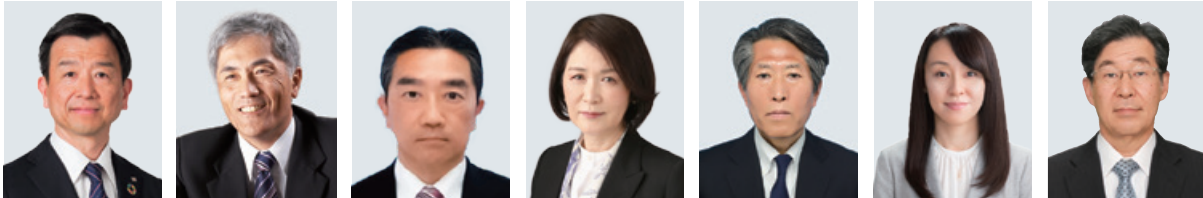


中村 徳晴 佐野 弘純 大澤 洋 戒井 真理 原澤 敦美 一ノ瀬 隆

属性	代表取締役	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役
在任年数	6 年	6 年	一年	5 年	5 年	3 年
委員会	－	－	－	指名報酬委員	指名報酬委員	指名報酬委員
ESG・サステナビリティ	●	●	●	●	●	●
企業経営	●	－	－	－	－	●
財務・会計	－	●	●	●	－	－
営業・マーケティング	●	●	－	－	－	－
金融・投資	●	●	－	－	－	－
法律	－	－	－	－	●	－
リスク管理	－	－	●	●	●	－
IT・テクノロジー	－	－	－	－	－	●
人財	●	●	－	●	●	●

※ 上記の一覧表は、各取締役が有する全ての知見及び経験を表すものではありません。

取締役として期待するスキル（分野）	概要
ESG・サステナビリティ	当社が中長期的に目指しているビジョンに共感し、ESG・サステナビリティの観点から適切な助言・監督が期待できること（当社の取締役として求める基本リテラシー）
企業経営	上場・非上場を問わず、大企業の代表取締役及び社長経験者であり、企業経営に対する相当の経験を有し、その見地から適切な助言・監督が期待できること
財務・会計	企業におけるCFOや財務・会計部門の責任者、公認会計士・税理士有資格者であり、財務・会計分野に対して適切な助言・監督が期待できること
営業・マーケティング	営業・マーケティング分野での相当の経験を有する等、その見地から適切な助言・監督が期待できること
金融・投資	金融機関・ファンド出身者（銀行・証券等）や、リース・ファイナンス・不動産・M&A等での相当の経験を有する等、その見地から適切な助言・監督が期待できること
法律	契約法務、コーポレート法務等企業活動における法務に関わった経験（対応する法律の作成及び研究されたことがあることを含む）もしくは相当の経験を有し、その見地から適切な助言・監督が期待できること
リスク管理	リスク管理について企業内での相当の業務経験を有している、もしくは内部統制・コンプライアンス等に関わる有資格者並びに生業としている等、その見地から適切な助言・監督が期待できること
IT・テクノロジー	IT又はテクノロジー分野での相当の経験を有する等、その見地から適切な助言・監督が期待できること
人財	これまでの経験や知見を通じて人事、人材育成、ダイバーシティ及び役員に対するサクセッションプランや役員報酬等に適切な助言・監督が期待できること



入佐 孝宏 野地 彦旬 内村 裕也 大森 みどり 川島 時夫 中沢 ひろみ 深山 徹

社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	監査等委員 取締役（社外）	監査等委員 取締役（社外）	監査等委員 取締役（社外）
2 年	1 年	－	－	5 年	3 年	3 年
－	指名報酬委員	－	指名報酬委員	監査等委員	監査等委員	監査等委員
●	●	●	●	●	●	●
－	●	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	●	－
●	－	－	－	－	－	－
－	－	●	●	●	●	－
－	－	－	－	－	－	●
－	－	●	－	●	●	●
●	●	－	－	－	－	－
－	●	－	●	－	－	－

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

また、候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役のみで構成する指名報酬委員会への報告を行っております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

まつかみ えみ

松上 恵美

生年月日 1965年7月26日生

所有する当社の株式数 3,479株

(うち、株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数) (2,565株)

取締役会への出席状況 一回／一回 (一%)

監査等委員会への出席状況 一回／一回 (一%)

在任年数 一年

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松上恵美氏は、当社において営業、業務スタッフ等及び内部統制室長としての経験による、内部監査、リスク管理及びガバナンスに関する高い知見を有しております。このことを踏まえ、有益な助言等を通じた取締役会の監督機能の強化及び当社の持続的成長と企業価値向上に資することが期待されるため、補欠の取締役候補者としてといたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年3月	当社 入社	2019年4月	当社 業務統括本部 FFPR推進本部長
2003年2月	当社 営業本部 広島支社長	2020年4月	当社 業務管理本部長
2008年4月	当社 業務本部 関西業務部長	2021年4月	当社 内部統制室長
2010年4月	当社 業務本部 首都圏業務部長	2022年6月	テクノレント株式会社 監査役 (現任)
2017年4月	当社 業務本部 第一業務部長		(2025年6月23日退任予定)
2018年4月	当社 執行役員 (現任)	2025年4月	当社 内部統制担当 (現任)
	当社 業務本部 FFPR推進本部 副本部長		

■ 特別の利害関係

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社及び当社子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険の保険料については当社が負担しております。同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となり、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外である等一定の免責事由があります。なお、2025年8月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

■ 責任限定契約

同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2020年6月24日開催の第44回定時株主総会において年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

取締役の報酬額を、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現のための優秀な人材を継続的に確保し、業績に応じた適切なインセンティブを付与することを可能とする報酬水準及び体系とするために、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額460百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は従来どおり含まないものとしたしたいと存じます。

当社は2024年5月2日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告「③会社役員に関する事項 2.取締役の報酬等の総額 ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりですが、本議案及び第6号議案「取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件」を原案のとおりご承認いただくことを条件として当該決定方針を事業報告「③会社役員に関する事項 2.取締役の報酬等の総額 ご参考 役員報酬制度改定後の『取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針』」のとおり変更することを2025年5月2日開催の取締役会において決議しております。本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。

本議案は、取締役会が設置する独立社外取締役のみ（監査等委員である取締役を除く。）で構成する指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役7名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されましても取締役の員数に変更はありません。

また、本議案の内容につきましては、監査等委員会から妥当である旨の意見をいただいております。

第6号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「社内取締役」という。）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」に係る制度（以下、「本制度」という。）は、2019年6月19日開催の第43回定時株主総会においてご承認（以下、「初回決議」という。）いただき導入いたしました。その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度を監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する報酬として2020年6月24日開催の第44回定時株主総会において改めてご承認をいただき（以下、「前々回決議」という。）、さらに、2023年6月26日開催の第47回定時株主総会においては、取締役に対する当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）の交付時期を退任時から在任時に変更するとともにその当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すことをご承認（以下、「前回決議」という。）いただき、これまで継続して運用してまいりました。

本議案は、本制度の対象者に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様。）を追加すること、また、当社が拠出する金銭の上限及び本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限を拡大することにつき、ご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、(i)取締役の報酬と当社の業績及び企業価値との連動性をより明確にし、(ii)当社株式の保有により取締役が株主の皆様と利害を共有することで、(iii)中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しているものです。今般、社外取締役に対しても当社株式の保有により取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、社外取締役を本制度の対象者に追加することとしたいと存じます。ただし、社外取締役は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、本制度に基づき社外取締役に交付する当社株式の数は、業績に連動しないものとしします。

また、社内取締役の上記(iii)の意識をさらに高めるために、当社が拠出する金銭の上限及び本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限を拡大することとしたいと存じます。

当社は2024年5月2日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告「[3]会社役員に関する事項 2.取締役の報酬等の総額 ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりですが、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」及び本議案を原案のとおりご承認いただくことを条件として当該決定方針を事業報告「[3]会社役員に関する事項 2.取締役の報酬等の総額 【ご参考】 役員報酬制度改定後の『取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針』」の内容に変更することを2025年5月2日開催の取締役会において決議しております。本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。

本議案は、取締役会が設置する独立社外取締役（監査等委員である取締役は含まれない。）のみで構成する指名報酬委員会における審議結果を踏まえたうえで上程しております。

以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は10名（うち社外取締役は7名）となります。
また、本議案の内容につきましては、監査等委員会から妥当である旨の意見を得ております。

2. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要（下線部分が改定箇所）

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度に基づき取締役に対して交付される当社株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより、退任までの譲渡制限を付します。

なお、本議案において、「退任」とは当社の取締役その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなることをいうものとします。

①	本制度の対象者	・ <u>当社の監査等委員でない取締役</u>
②	延長し得る対象期間	・ 一回の延長につき5事業年度以内の期間
③	本信託による当社株式の取得方法	・ 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
④	当社が拠出する金銭の上限 (下記(2)のとおり。)	・ 延長分の対象期間中に拠出する金銭の上限は、150百万円（うち社外取締役分は10百万円）に <u>延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額</u>
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限 (下記(4)のとおり。)	・ ある延長分の対象期間における職務執行に対して、60,000ポイント（うち社外取締役分は4,000ポイント）に <u>当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じたポイント数</u>
⑥	ポイント付与基準	・ 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与 ・ <u>ただし、社外取締役に対しては、非業績連動のポイントを付与</u>
⑦	譲渡制限期間	・ 原則として、当社株式の交付を受けた日から退任する日まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

前回決議では、2020年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの期間を「対象期間」としたうえで、以下の点につきご承認をいただきました。

- A) 対象期間の間に在任する取締役に対して本制度に基づく報酬を支給する旨
- B) 取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できる（以降も同様）旨
- C) 上記B)の場合には、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出する旨

その後、当社は、本信託の信託期間を延長するとともに、上記対象期間を、2029年3月末日で終了する事業年度まで延長しております（即ち、延長分の対象期間は2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度です。かかる5事業年度を、以下、「今回延長分対象期間」という。）。

注：本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。また、当社と委任契約を締結している執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

本議案を承認いただくことにより、上記C)の金額の上限額を、「当該延長分の対象期間の事業年度数に金150百万円（うち社外取締役分は10百万円）を乗じた金額」に変更します。

当社は、今回延長分対象期間の開始日以降に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、前回決議の範囲内の金額を本信託に追加信託しておりますが、今回延長分対象期間中に、上記変更後の金額、即ち、750百万円（うち社外取締役分は50百万円）から今回延長分対象期間の開始日以降に追加信託した金額を控除した金額の範囲内で、当社株式の取得資金としての金額を本信託に追加信託することがあります。また、当社は、取締役会の決定により、今回延長分対象期間終了後も、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間をさらに延長するとともに本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、150百万円（うち社外取締役分は10百万円）に当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（4）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、前回決議による変更前の本制度に基づき本総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がいる場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 本信託による当社株式の取得方法等

上記（2）に記載のとおり当社が本信託に当社株式の取得資金を追加信託する場合には、本信託が当社株式を追加取得することがありますが、かかる追加取得は、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含む。）からの取得を予定しております。

(4) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイント（ただし、社外取締役に対しては、非業績連動のポイントとする。）を付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、今回延長分対象期間のうち、

2026年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの期間における職務執行に対して、240,000ポイント（うち社外取締役分は16,000ポイント）を上限とし、さらに対象期間を延長した場合には、当該延長分の対象期間における職務執行に対して、60,000ポイント（うち社外取締役分は4,000ポイント）に当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限とします。

なお、今回延長分対象期間のうち、2025年3月末日に終了する事業年度に対する職務執行として付与するポイントは、前回決議のポイント総数の上限の範囲内とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、前回決議による変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、初回決議及び前々回決議に従って行います。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度において（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与日の同事業年度中に）、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、前回決議による変更前の本制度に基づき前回決議以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、初回決議及び前々回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

前回決議後に本制度の職務執行の対価として上記2.（4）①により付与されるポイント見合いとして交付される当社株式（なお、前回決議による変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を除く。以下本項において同じ。）については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡

- 制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとする。))。
- ただし、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。また、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。
- (1) 譲渡制限期間
- 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式（以下、「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）。
- 取締役は、本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。
- (2) 本交付株式の無償取得
- ① 取締役が本譲渡制限に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の i) ないし iv) のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該 i) ないし iv) に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- i) 取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- iii) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- iv) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の i) 又は ii) のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、ii) の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
- i) 取締役において、当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)
- ii) 取締役において、法令、当社の内部規程又は本譲渡制限契約に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
- (3) 組織再編等における取り扱い
- 本譲渡制限期間中に次の i) ないし vi) に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、ii) において当社の株主総会による承認を要さない場合及び vi) においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の i) ないし vi) に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が

- 本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。) には、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。
- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- (4) その他取締役会で定める事項
- 上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当期における当社グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃金と物価の持続的な上昇を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。一方、地政学リスクの高まりや日銀によるマイナス金利政策解除、急激な為替の変動など、先行きは不透明な状況が継続しております。企業の設備投資においては、人手不足の解消を目的とした効率化・省力化への投資がみられる一方で、人件費や原材料高をはじめとしたコストの増加、地政学リスクの顕在化・深刻化によるグローバルサプライチェーンの混乱等により、楽観視できない状況にあるものと認識しております。

リース業界において、2024年度のリース取扱高は、前期比で10.7％増加し、5兆616億円となりました。（公益社団法人リース事業協会統計）

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。

	第48期 (2024年3月期) 金額（億円）	第49期 (2025年3月期) 金額（億円）	増減	
			金額（億円）	増減率
売上高	3,083	3,121	38	1.2％
営業利益	210	217	7	3.4％
親会社株主に帰属する当期純利益	112	156	43	38.8％
契約実行高・事業投資額合計	4,047	4,669	622	15.4％
営業資産期末残高	10,462	11,703	1,241	11.9％

当期における報告セグメント別の概況は次のとおりです。

Leases&Finance

リース&ファイナンス事業

売上高

2,928億円（前期比 0.2％減）

セグメント利益

212億円（前期比 1.6％増）

■ 主な事業内容

事務用・情報関連機器、医療機器、産業工作機械、車両・輸送用機器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース、割賦（賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む）、法人向け融資・業界特化型融資・マンションローン等の貸付等

複写機／複合機

デジタル印刷機

プリンター

LED照明

パソコン

医療機器

産業工作機械

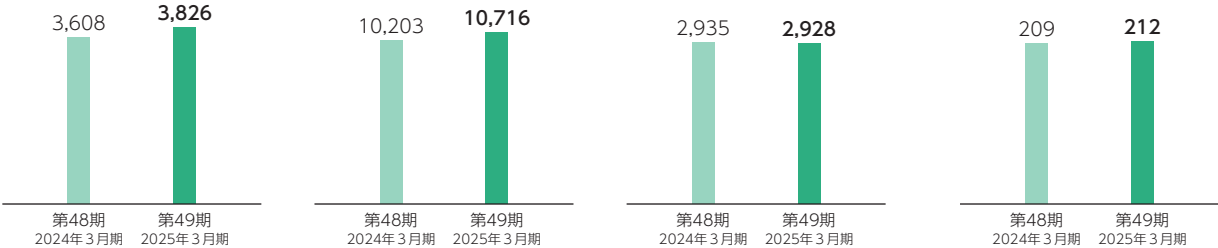
商業用・サービス用機器

車両・輸送用機器

融資

リース&ファイナンス事業は、契約実行高においてはWindows10サポート終了によるパソコンの入替需要や、複数の大口案件がけん引し、増加しました。新規契約獲得利回りは収益性重視の方針の下、引き続き改善しました。売上高は前年の大口解約案件の反動減により減少したものの、セグメント利益は増加しました。

契約実行高（単位：億円） 営業資産（単位：億円） 売上高（単位：億円） セグメント利益（単位：億円）



契約実行高（商品別）				単位：億円
	2024年3月期 実績	2025年3月期		
		実績	伸率	
ファイナンス・リース	2,031	2,302	13.4％	
オペレーティング・リース	179	221	23.5％	
リース計	2,210	2,524	14.2％	
割賦	537	517	△3.7％	
リース・割賦 合計	2,748	3,041	10.7％	
融資	860	784	△8.8％	
リース&ファイナンス事業 契約実行高 合計	3,608	3,826	6.0％	

営業資産				単位：億円
	2024年3月期 期末	2025年3月期		
		期末	前年増減	
ファイナンス・リース	5,748	5,990	241	
オペレーティング・リース	345	384	38	
リース計	6,094	6,374	280	
割賦	1,507	1,577	69	
リース・割賦 合計	7,602	7,951	349	
融資	2,601	2,765	163	
リース&ファイナンス事業 営業資産 合計	10,203	10,716	512	

（注）リース債権流動化を控除しない残高を表示しているため、41頁の「セグメント別営業資産残高」の数値と一部異なっております。

Services

サービス事業

売上高

93億円

(前期比 6.7%増)

セグメント利益

12億円

(前期比 6.2%減)

■ 主な事業内容

請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、医療・介護報酬ファクタリングサービス、リロケーションマネジメント、介護施設・老人ホーム運営、債権保証

¥

集金代行サービス

医療・介護報酬
ファクタリングサービス

リロケーションマネジメント

介護施設・老人ホーム運営

債権保証

サービス事業は、集金代行サービスにおいては既存顧客に対する取扱件数が増加したことに加え、新規成約案件も順調に稼働しました。医療・介護報酬ファクタリングサービスにおいては、サービスへの需要は継続して高まり、取扱高は堅調に増加しました。売上高は増加したものの、事業基盤強化に向けた投資により販売費及び一般管理費が増加し、セグメント利益は減少しました。

集金代行サービス
取扱件数

(単位：万件)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

3,039

3,266

医療・介護報酬
ファクタリング取扱高

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

894

936

売上高

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

87

93

セグメント利益

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

13

12

Investment

インベストメント事業

売上高

99億円

(前期比 64.9%増)

セグメント利益

20億円

(前期比 84.3%増)

■ 主な事業内容

太陽光発電、住宅賃貸・不動産関連

太陽光発電

住宅賃貸・不動産関連

インベストメント事業は、契約実行高においては、物流施設向けの信託受益権への投資が大きく伸長し、増加しました。その結果、売上高及びセグメント利益共に増加しました。

事業投資額

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

439

843

営業資産

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

945

1,500

売上高

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

60

99

セグメント利益

(単位：億円)

第48期

第49期

2024年 3月期

2025年 3月期

11

20

事業投資額	単位：億円		
	2024年 3月期 実績	2025年 3月期 実績	伸率
太陽光発電	115	79	△31.5%
住宅賃貸・不動産関連	323	764	136.2%
インベストメント事業 投資額 合計	439	843	92.2%

営業資産	単位：億円		
	2024年 3月期 期末	2025年 3月期 期末	前年増減
太陽光発電	280	325	45
住宅賃貸・不動産関連	665	1,175	509
インベストメント事業 営業資産 合計	945	1,500	554

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告内容は当社ウェブサイトを必ずご確認ください。

事業報告

連結計算書類

監査報告書

39

40

【セグメント別売上高及びセグメント利益】(単位：百万円)

	売上高			セグメント利益		
	第48期 (2024年3月期)	第49期 (2025年3月期)	増減	第48期 (2024年3月期)	第49期 (2025年3月期)	増減
リース&ファイナンス事業	293,539	292,872	△667	20,939	21,276	337
サービス事業	8,785	9,370	585	1,344	1,260	△83
インベストメント事業	6,009	9,913	3,903	1,121	2,067	945
合 計	308,335	312,156	3,820	23,405	24,605	1,199

【セグメント別契約実行高・事業投資額】(単位：百万円)

	第48期 (2024年3月期)	第49期 (2025年3月期)	増減
ファイナンス・リース	203,132	230,264	27,131
オペレーティング・リース	17,947	22,158	4,211
リース計	221,079	252,422	31,342
割賦	53,749	51,768	△1,981
融資	86,015	78,412	△7,602
リース&ファイナンス事業計	360,844	382,604	21,759
サービス事業	—	—	—
インベストメント事業	43,910	84,374	40,463
合 計	404,755	466,978	62,223

【セグメント別営業資産残高】(単位：百万円)

	第48期 (2024年3月期)	第49期 (2025年3月期)	増減
ファイナンス・リース	506,140	547,643	41,502
オペレーティング・リース	34,556	38,444	3,887
リース計	540,697	586,087	45,389
割賦	150,770	157,713	6,943
融資	260,176	276,515	16,338
リース&ファイナンス事業計	951,645	1,020,316	68,671
サービス事業	—	—	—
インベストメント事業	94,592	150,048	55,456
合 計	1,046,237	1,170,365	124,127

(注) 割賦は、割賦債権から割賦未実現利益を控除した数値で記載しています。

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資等の総額は1,033億円で、その主なものは次のとおりです。

- イ. リース&ファイナンス事業における賃貸資産の購入等219億円
- ロ. インベストメント事業における賃貸資産の購入等701億円
- ハ. 社用資産における設備投資112億円
(各事業の強化及び太陽光発電関連の資産等)

③ 資金調達の状況

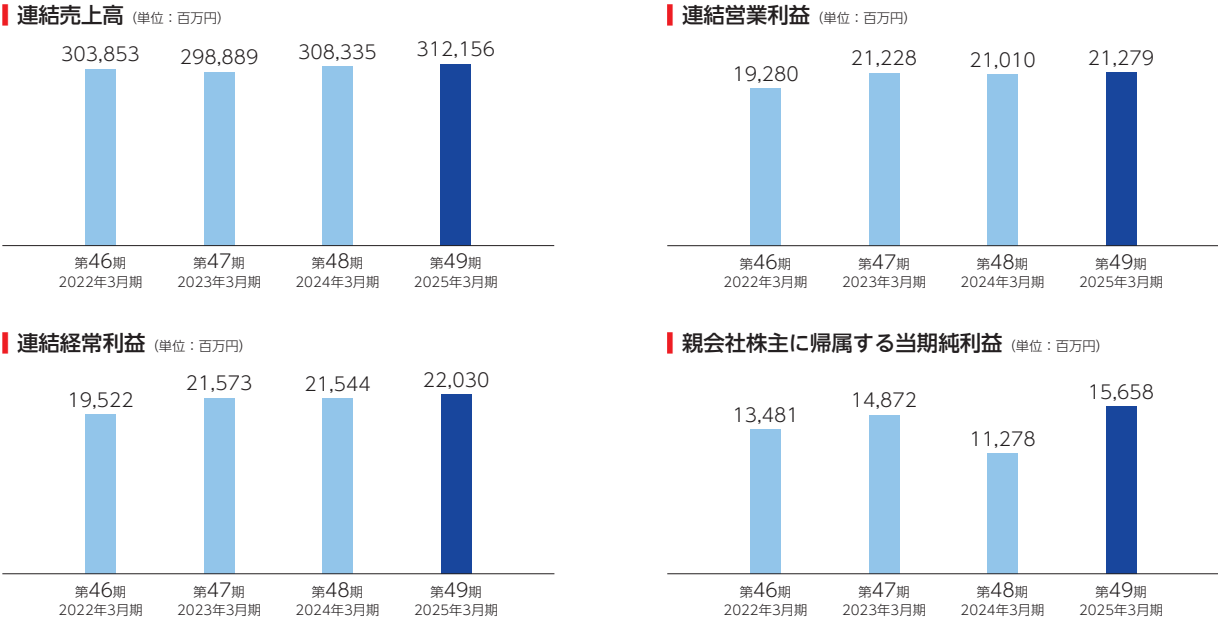
当期の有利子負債残高（債権流動化債務を含む）は、前期末に比べ1,080億円増加し、1兆195億円となりました。

当期においては、1年内返済予定を含めた長期借入金は525億円の増加、1年内支払予定債務を含めた債権流動化債務は114億円の減少、コマーシャル・ペーパーは500億円の増加となりました。また、1年内償還予定を含めた社債は100億円の増加となりました。

なお、必要資金の確保と運転資金の効率的な調達を行うため、総額1,656億円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

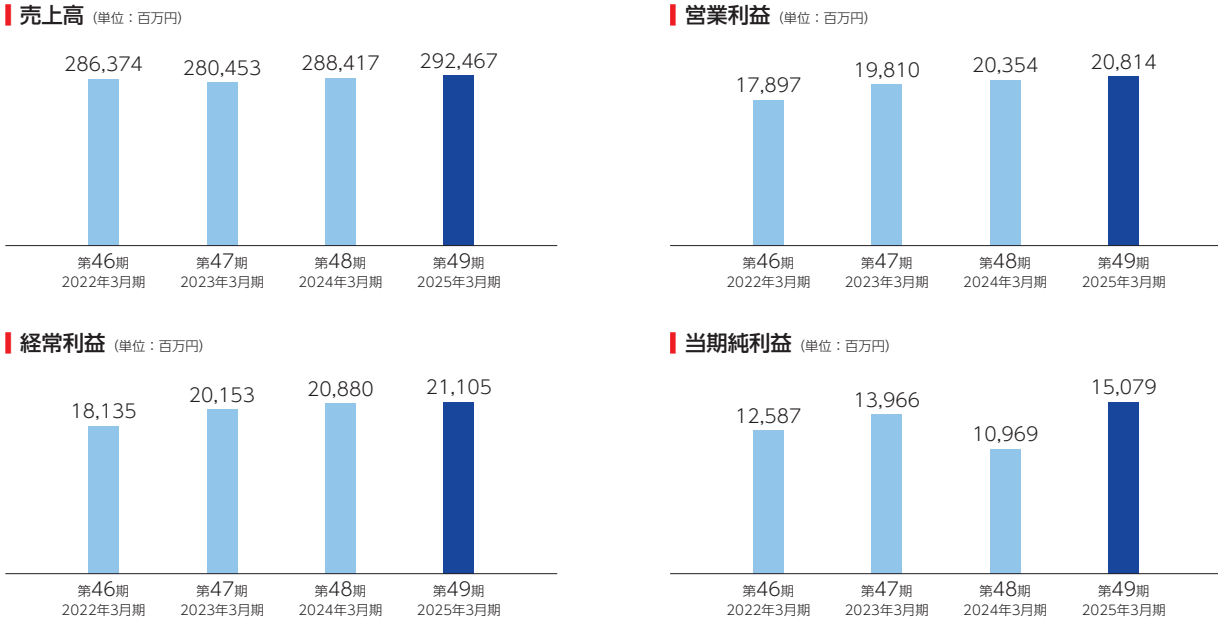
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分		第46期 2022年3月期	第47期 2023年3月期	第48期 2024年3月期	第49期 2025年3月期
連結売上高	(百万円)	303,853	298,889	308,335	312,156
連結営業利益	(百万円)	19,280	21,228	21,010	21,729
連結経常利益	(百万円)	19,522	21,573	21,544	22,030
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	13,481	14,872	11,278	15,658
連結1株当たり当期純利益	(円)	437.34	482.48	365.89	507.99
連結総資産	(百万円)	1,177,723	1,236,921	1,247,276	1,376,211
連結純資産	(百万円)	201,480	211,701	221,936	234,070
連結1株当たり純資産	(円)	6,536.27	6,867.91	7,199.98	7,593.67

(注) 1. 連結1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出し、連結1株当たり純資産は、連結純資産から非支配株主持分を控除した自己資本と、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しています。
2. 第48期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第47期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移



区 分		第46期 2022年3月期	第47期 2023年3月期	第48期 2024年3月期	第49期 2025年3月期
売上高	(百万円)	286,374	280,453	288,417	292,467
営業利益	(百万円)	17,897	19,810	20,354	20,814
経常利益	(百万円)	18,135	20,153	20,880	21,105
当期純利益	(百万円)	12,587	13,966	10,969	15,079
1株当たり当期純利益	(円)	408.34	453.10	355.88	489.22
総資産	(百万円)	1,170,274	1,228,800	1,239,455	1,367,110
純資産	(百万円)	197,781	207,144	217,019	228,527
1株当たり純資産	(円)	6,416.29	6,720.07	7,040.46	7,413.84

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出し、1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しています。

3.対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念及び基本姿勢を以下のとおり定め、サステナビリティ経営を軸に持続可能な循環社会の創造を目指してまいります。

「経営理念」

私達らしい金融・サービスで豊かな未来への架け橋となります。

「基本姿勢」

- 1. 誠実な事業活動を通じて持続可能な地球社会の発展に貢献します。
- 2. 想定を超えるサービスでお客さまと未来・社会をつなぎます。
- 3. 一人ひとりが尊重しあい楽しくいきいきと働ける環境をつくります。
- 4. 企業価値の増大によりステークホルダーの期待に応えます。

② 経営環境及び対処すべき課題

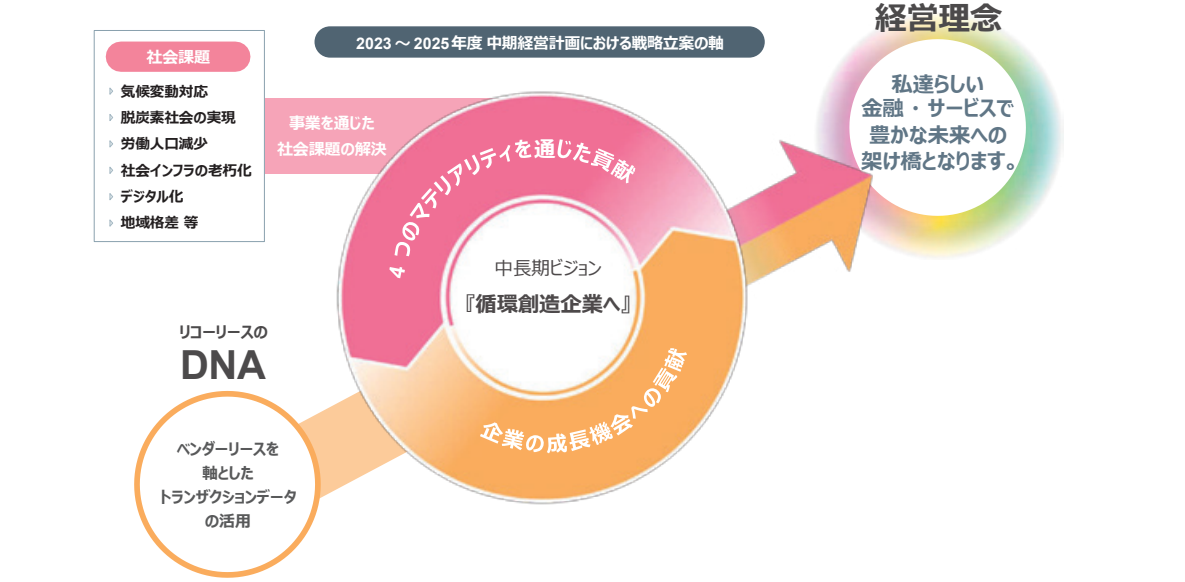
現在、当社グループを取り巻く事業環境は、日銀の政策変更に伴う金利の上昇や、米国の関税政策変更による影響など景気の先行き不透明感が高まりつつあり、これまで以上に外部環境の変化に対する柔軟な対応が問われる状況であるものと認識しております。当社グループは、このような事業環境下において、企業の、人手不足に対するデジタル化を含む設備投資やサステナビリティへの対応ニーズに対し、金融・サービスの面から課題解決を遂行するとともに、外部環境の変化に柔軟に対応し、持続可能なビジネスモデルの構築を推進してまいります。

③ 中期経営計画

当社グループは2023年4月より3ヵ年の中期経営計画をスタートさせております。前中期経営計画から掲げる中長期ビジョン『循環創造企業へ』を目指し、経営理念に掲げる「豊かな未来」の実現に向け、取り組んでまいります。

(1) リコーリースの目指す姿

当社グループのDNAであるベンダーリースを軸としたトランザクションデータの活用を通じた企業の成長機会に対する貢献と、事業を通じた社会課題の解決を行うために特定した4つのマテリアリティへの取り組みとの掛け合わせを戦略立案の軸とし、経営理念に掲げる「豊かな未来」の実現を目指します。



(2) 経営戦略

これまで当社グループが取り組んできたリース&ファイナンス事業、サービス事業、インベストメント事業における既存ビジネスにおいては、更なる強化を図ります。また、既存ビジネスから「投資の拡大とサービス多様化」及び「新たなビジネスモデルへの挑戦」により、地続きな新規ビジネスの創出を目指します。

(3) 事業成長戦略

＜新たなビジネスモデルへの挑戦＞

以下2分野を新たなビジネスモデルへの挑戦と位置付け、取り組んでまいります。

◆as a Service分野

従来のリース・割賦のようにモノ中心ではなく、サービスとして提供していくことにより、「所有」から「利用」へのニーズの変化に対応し、事業を拡大してまいります。

◆BPO分野

労働人口不足等、企業の経営課題解決に貢献するサービスの提供により、企業の成長機会に資するサービス展開を行います。

＜事業&サービス付加による多様化＞

以下3分野をサービス付加により事業を多様化する分野と位置付け、取り組んでまいります。

◆環境分野

2050年カーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーの導入に対するファイナンスや、自社発電事業を通じた貢献をはじめ、再生可能エネルギー発電事業者向けサービスや、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に資するサービスを開発・提供してまいります。

◆不動産分野

多様化する住環境へのニーズに対応・貢献するためのファイナンスや事業の展開及びサービスを開発・提供してまいります。

◆介護分野

少子高齢社会において、様々な需要が生まれるなか、リース・割賦や融資、医療・介護報酬ファクタリング、介護事業を通じて、医療・介護の事業者や、利用者双方にとってメリットのあるサービスを開発・提供してまいります。

＜効率を伴う更なる拡大＞

オフィス分野、医療・ヘルスケア分野、設備投資分野においては、当社グループが強みとしてきた小口大量の業務を効率良く処理するノウハウをさらに磨き、効率性を向上させ、更なる成長を実現することで、企業をはじめとするお客様の設備投資におけるハードルを下げることに貢献してまいります。

(4) 組織能力強化戦略

＜事業成長につながるチャレンジの促進及び組織の活性化＞

挑戦する人財の育成、風土の醸成や、多様な人財が活躍できる組織づくりを目指し、制度構築を行います。

＜社会変化に合わせた柔軟なシステム及び業務体制の構築＞

業務システムの切り替えによる自動化及び効率性の向上を目指します。同時にサイバーセキュリティ、ITガバナンスの強化を進めてまいります。

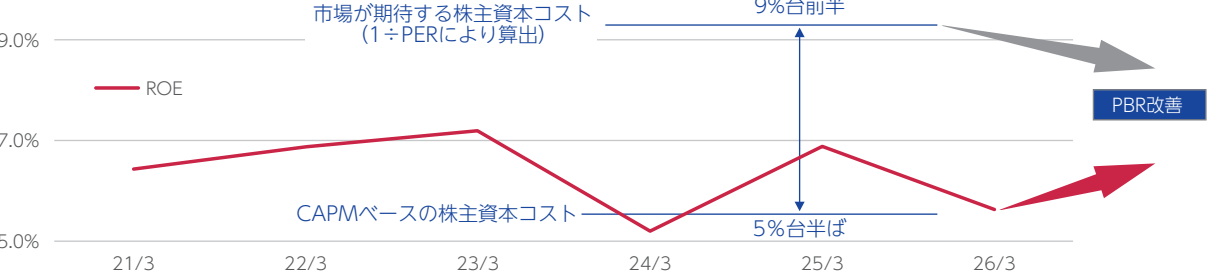
＜関係会社を含めたガバナンス強化＞

グループ各社のガバナンスを含めた連携強化により、事業拡大を目指します。また、外部とのコミュニケーションを通じ、サステナビリティ経営を継続して進化させてまいります。

(5) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて

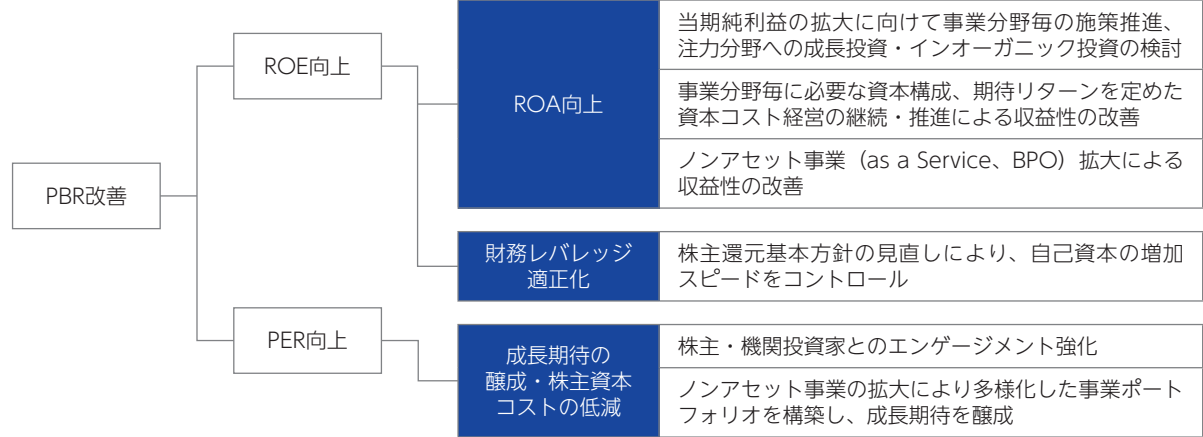
当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、自社の資本コストを把握した上で、資本収益性を意識した経営が重要であると考えています。その考えの下、資本コスト経営の継続・推進による収益性の改善及びノンアセット事業の拡大による収益性の改善に取り組みながら、事業ポートフォリオの変革と経営資源の配分の最適化を進めてまいります。

＜株主資本コスト認識におけるギャップ＞



事業報告

〈PBR改善への取り組み〉



また、株主還元基本方針として、配当の累進性と業界トップクラスの還元水準を意識し、持続的な成長と適正な資本構成及び財務体質の強化を図り、株主還元の拡充を目指します。
現中期経営計画の最終年度（2026年3月期）は、配当性向40%以上の目標に対し43.2%を予想、2030年3月期には50%を目安に還元を行います。

（6）財務目標及び非財務目標の進捗

中期経営計画（2023年4月～2026年3月 以下、中計）における財務・非財務目標に対する進捗は以下のとおりです。中計の最終年度となる2026年3月期の業績は、主に中計策定時における想定よりも早く金利が上昇したことや賃金水準の引き上げなど人的資本投資を進めたことにより、営業利益及び当期純利益は中計目標を下回る見込みとなっております。ただし、営業資産の積み上げは概ね中計の想定どおりを見込み、新規契約利回りの水準は市場金利の上昇に追随しております。事業成長を継続しつつ、営業資産の質の維持、改善が図れているものと認識しております。

i. 財務目標

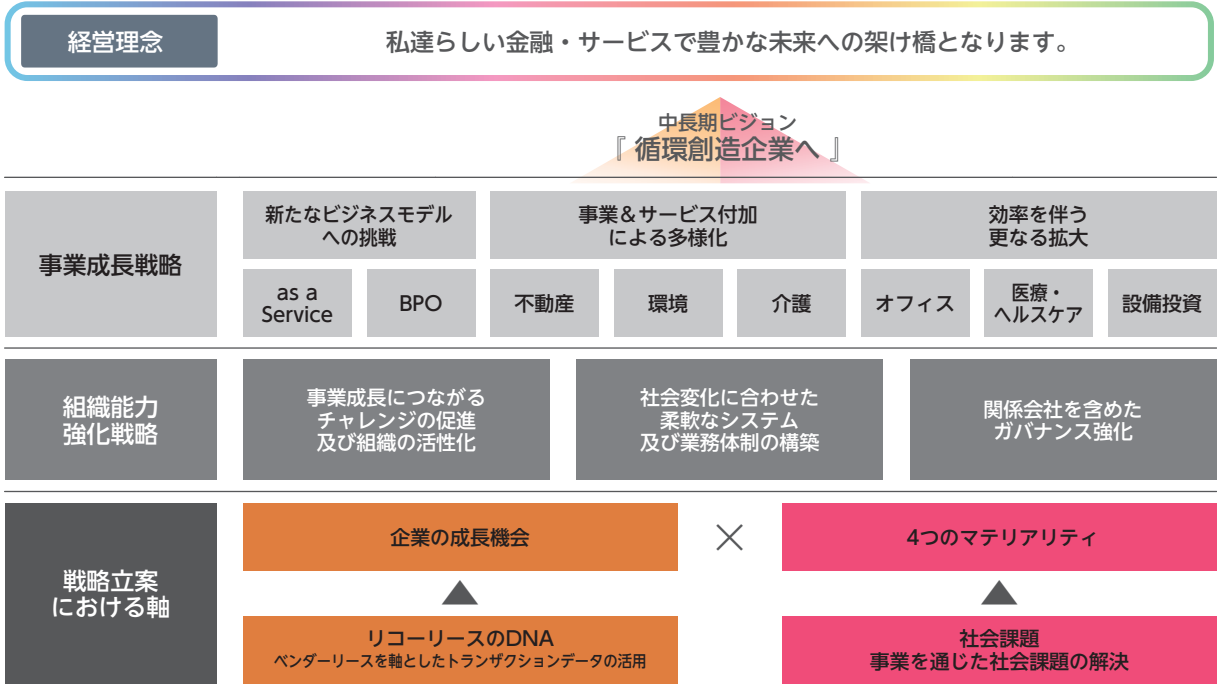
	2025年3月期	2026年3月期	2026年3月期
	実績	予想	中計目標
営業利益	217億円	190億円	235億円
当期純利益	156億円	132億円	160億円
ROA(総資産当期純利益率)	1.19%	0.93%	1.1%以上
ROE（自己資本利益率）	6.9%	5.6%	7%以上
配当性向	35.4%	43.2%	40%以上

（注）上記2026年3月期業績予想は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は、様々な要因により大きく異なる場合があることをご承知おきください。

ii. 非財務目標

マテリアリティ	項目	2025年3月期実績	2026年3月期目標	（参考）2023年3月期実績
クリーンな地球環境をつくる	環境分野への累計資金投下額	3,477億円	4,000億円	2,720億円
	豊富な暮らしをつくる	集金代行稼働サービス数	18,987サービス	20,000サービス
持続可能な経済の好循環をつくる	重点3分野契約実行高（建機・車両・農業）	377億円	450億円	320億円
ハピネスな会社、そして社会をつくる	エンゲージメントスコア（年間平均）	71点	75点	72点
	女性管理職比率	23.8%	25%	23.0%
	一人当たり教育費	58,176円	55,000円	39,730円

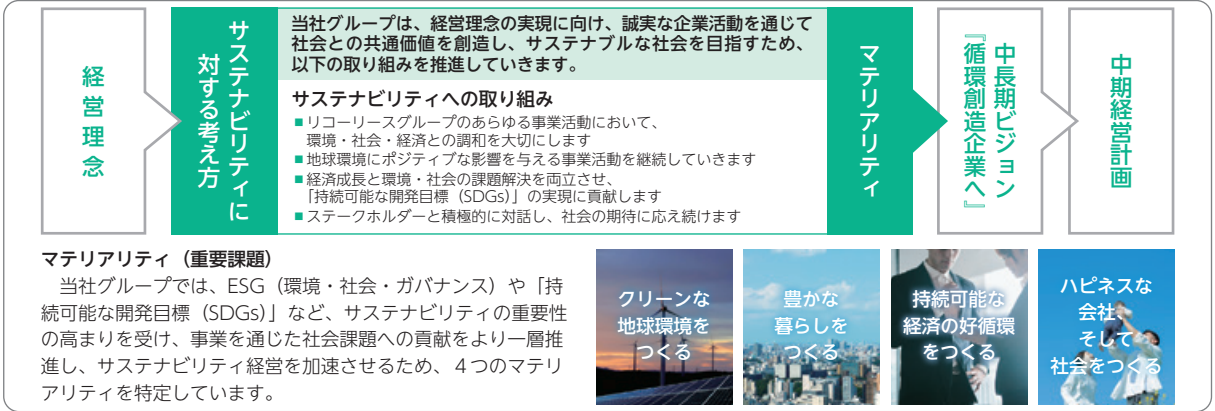
（ご参考）2023～2025年度 中期経営計画 全体像



ご参考 サステナビリティ経営

リコーリースグループは、経営理念を最上位概念として、サステナビリティに対する考え方のもと、マテリアリティへの取り組みを通じて、サステナビリティ経営を推進していきます。

サステナビリティ経営全体像



サステナビリティ推進体制

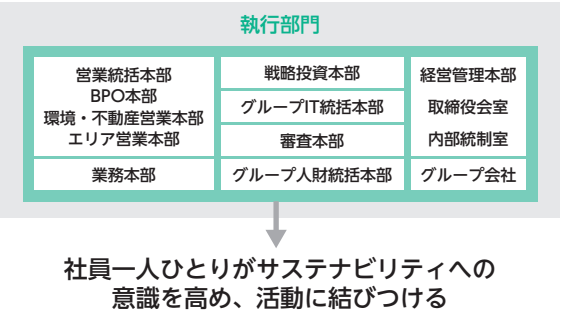
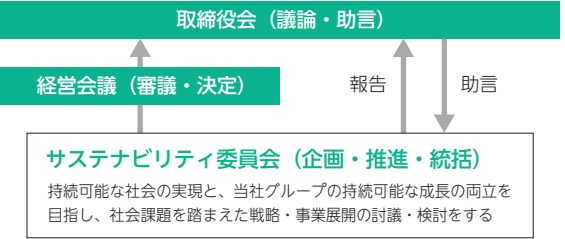
リコーリースグループは、持続可能な社会実現と当社グループの持続的な成長を目指し、サステナビリティ経営を継続して推進していくために「サステナビリティ委員会」を設置しています。

サステナビリティ委員会は、社長諮問機関として、常務執行役員以上及びサステナビリティに関連する本部長並びにグループ会社社長により構成され、サステナビリティ経営の基本方針・基本計画などの立案や、経営方針及び事業活動に対して、サステナビリティ視点で討議し、検討を行っています。

討議検討事項は経営会議にて審議・決定されたのち、決定事項は取締役会に共有され、取締役会の総意として助言がなされています。

サステナビリティ委員会概要

委員長	サステナビリティ担当役員
メンバー	営業統括本部長、BPO本部長、環境・不動産営業本部長、エリア営業本部長、業務本部長、審査本部長、グループ人財統括本部長、グループIT統括本部長、戦略投資本部長、経営管理本部長、テクノレント社長、エンプラス社長、Welfareすずらん社長
開催頻度	四半期ごと1回



当社のサステナビリティに関する詳細な情報については以下の当社サイトをご覧ください。

▶ サステナビリティ： <https://www.r-lease.co.jp/sustainability/>

▶ リコーリース 統合報告書： https://www.r-lease.co.jp/sustainability/integrated_report/

当社グループの地球環境に対する考え方

リコーリースグループは、中長期ビジョン『循環創造企業へ』を掲げ、サステナビリティ経営を推進しています。『循環創造企業へ』とは、当社グループの経営理念“私達らしい金融・サービスで豊かな未来への架け橋となります”に込めた想いを受け、環境や経済、モノ、人の循環など、社会全体の好循環を創り出すことを意味しています。豊かな未来を実現するためには、私達が住むこの地球を次世代、さらに将来へ、持続可能な状態で引き継いでいかなければなりません。

当社グループでは、事業を通じて「社会課題の解決」と「企業の成長機会への貢献」の2軸を同時に実現するために、SDGsをはじめとした外部環境の動向、当社グループの事業環境の変化における課題の把握と整理を行うことで4つのマテリアリティを特定しています。気候変動による地球温暖化については、マテリアリティの一つである『クリーンな地球環境をつくる』において、「気候変動の緩和と適応」を取り組みテーマとして活動しており、当社事業におけるGHG（温室効果ガス）の排出量の削減に努めています。自社排出（スコープ1、2）については、削減目標の期間を20年前倒してネットゼロを目指します。間接排出（スコープ3）についても、現状把握の精度アップに努め、当社グループにおける情報開示、対策検討、施策実施を進めています。

近年の気候変動に起因する自然災害による事業への影響については、リスクマネジメントの強化により負の影響を低減させる適切な予防を行っています。その一方で、太陽光発電事業など環境分野における事業機会の更なる展開により、脱炭素社会の実現に貢献していきたいと考えます。また、気候変動は自然資本の損失に影響を与えている要因でもあり、気候変動と自然の消失を同時に対処することは、環境、経済、健康など私たちの社会に大きなメリットをもたらします。

今後もさまざまなステークホルダーとの連携強化により、持続可能な循環社会の創造を目指します。

事業活動における環境負荷低減の取り組み

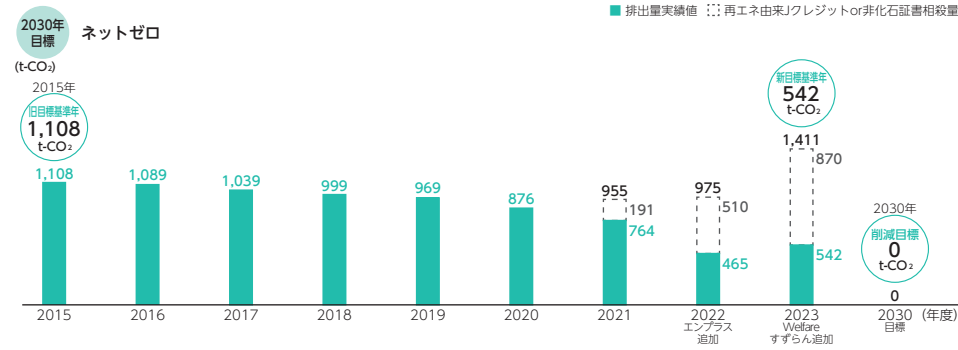
二酸化炭素（CO₂）を中心とした温室効果ガスの増加により、世界各地では自然環境や人の暮らしに様々な影響や被害が現れており、その深刻さから「気候変動」ではなく「気候危機」といわれています。2015年に気候変動の緩和に向けて合意されたパリ協定以降、国際社会全てに対策が求められ、企業においても事業活動における温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められており、当社グループでは、2017年から中長期CO₂削減目標を設定し取り組みを行っています。

気候変動対策／CO₂削減活動

リコーリースグループは、スコープ1、2のネットゼロ目標を2030年に設定し、徹底した省エネで自社のCO₂排出をネットゼロにすることを旨とするともに、当社グループの事業におけるサプライチェーン全体で発生する排出量の把握及び削減を推進することで、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

●スコープ1、2 事業を通じた環境負荷低減の取り組み

2023年度は株式会社Welfareすずらん及び、リコーリースの小規模事業所25ヵ所を新たに環境データ算定の対象に入れ、合計38事業所となった結果、各エネルギー量が増加しました。昨年まで対象だった事業所では、省エネ活動の成果により昨年度対比で電氣量が削減されました。社有車はハイブリッド車とEVへ切り替えを進め、ガソリン車の切り替えがすでに完了しており、EVの導入数は合計4台となりました。CO₂排出量は、当社の太陽光発電設備によるトラッキング付FIT非化石証書にてリコーリースグループの電氣量全量にあたる869t-CO₂分を購入・償還し、542t-CO₂となりました。



4.重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
テクノレント株式会社	499百万円	100.0%	レンタル、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス等
東京ビジネスレント株式会社	10百万円	100.0%	住宅ローンの保証
エンプラス株式会社	100百万円	100.0%	リロケーションマネジメント事業、サービスアパートメント企画・運営・紹介事業等
株式会社Welfareすずらん	5百万円	100.0%	介護施設、老人ホーム運営

5. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,657（91）名	16（5）名

(注)

1．当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しています。
2．従業員数は就業員数であり、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
1,131（56）名	26（2）名	41.5歳 (男43.7歳、女39.1歳)	13.5年 (男14.9年、女12.0年)	7,686千円

(注)

1．従業員数は就業員数であり、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．従業員の性別・年齢別の人員構成は以下のとおりとなっております。

従業員数	男性	女性	合計
20歳代	78名	107名	185名
30歳代	155名	177名	332名
40歳代	134名	179名	313名
50歳代以上	215名	86名	301名
合計	582名	549名	1,131名

③ 多様性に関する指標

当社及び連結子会社	管理職に占める女性労働者の割合	男性労働者の育児休業取得率	労働者の男女の賃金の差異		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・契約社員
リコーリース株式会社	23.8%	100.0%	64.7%	62.7%	104.6%
テクノレント株式会社	14.8%	－	－	－	－
株式会社Welfareすずらん	43.5%	－	72.8%	91.2%	84.5%

(注) 1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、当事業年度に配偶者が出産した労働者数に対して、当事業年度に育児休業を取得した労働者数の割合を算出しており、過年度に配偶者が出産した労働者が当事業年度に育児休業を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。
3．契約社員には、無期契約社員及び有期契約社員を含んでおります。
4．管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率については、出向者は出向元の労働者として集計しております。

ご参考

当社の人的資本経営に関する取り組み

社員エンゲージメント調査

リコーリースグループでは、前中計より社員ハピネスの充実が企業価値向上の源泉になると考え、仕事の「やりがい」とその先にある個々の「幸せ」を手にすることができるよう「Happiness αt work®」をコンセプトに人事戦略を運用してきております。

Happiness αt work®

しかしながら、従前は人事施策の推進や人事戦略の実行が、当社の経営理念や経営戦略の実現にどのように繋がりが、実際に貢献しているのかが、必ずしも明確にはなっていませんでした。また、人的資本投資施策の成果が見えにくい状況がありました。このような背景を踏まえ、当社グループは、経営戦略と人事戦略の連動性をより明確化し、人材投資が事業成長を通じて企業価値向上に繋がる道筋を可視化することを目的として、「人的資本インパクトパス可視化プロジェクト」を開始いたしました。このプロジェクトを通じて、社員一人ひとりの成長と貢献が会社全体の成長にどのように繋がっているかが明らかになり、会社の人材育成などの取り組みが、実際にどのような効果をもたらすのかを理解しやすくなることを目指しております。本取り組みの成果として、経営戦略と連動した人的資本経営における求められる組織の成果として下記の5つの重点テーマを設定しました。

それぞれのテーマに対して、社員エンゲージメント調査のスコアを人的資本KGI（重要目標達成指標）として活用することで、経営戦略と連動した人的資本経営における組織成果を測ることといたしました。

- 【5つの重点テーマ】
- 一人ひとりの利益創出意識向上
 - 市場ニーズ起点の価値創出
 - 領域拡大の意識向上
 - 健全な危機感に基づくチャレンジ促進
 - 仕事の意義・意味実感による誇り醸成

さらに、人事施策がどのように財務成果に繋がるかの道筋を可視化した人的資本インパクトパス仮説を策定いたしました。これは、個々人のスキル向上とエンゲージメント強化を通じて、社員が自ら変革を生み出し、新たな価値創造に貢献できる人財を育成し、そのような人材の成長が日々の営業・業務活動の変化、そして事業の成果に繋がりが、最終的には収益性の向上といった財務的な成果に貢献していくという道筋を示すものです。

今後は、各重点テーマの達成度合いを測る指標である人的資本KGIに加え、人事施策に対するKPIを設定し、人事施策の効果と人的資本KGIの関連を検証していく予定です。また、人的資本インパクトパスの内容や人事戦略について、社内共有会などを通じて引き続き社員への理解浸透を図ってまいります。

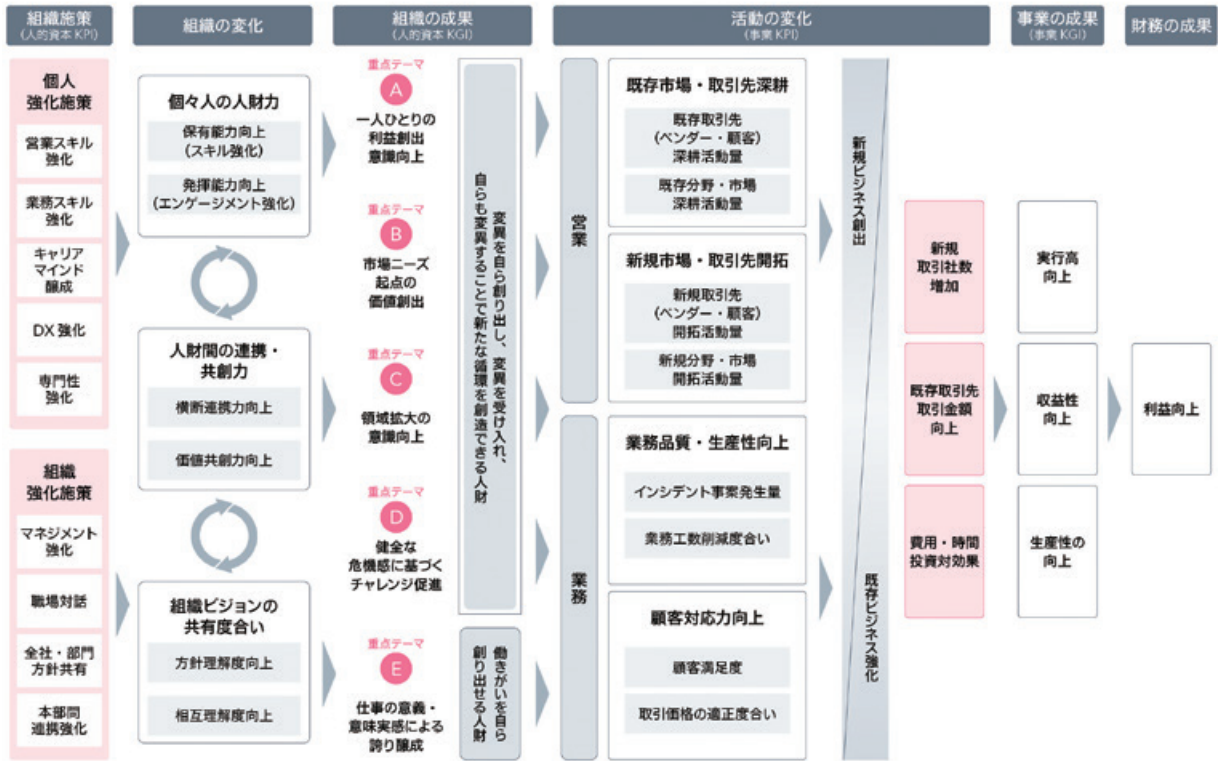
女性をはじめとした多様な人財の活躍を推進

当社は、社員の約半数を占める女性社員の活躍が事業の発展の原動力であると捉え、女性活躍を積極的に推進しています。また、女性が働き続けられること、活躍できる環境を作ること、社員の誰もが働き続けられ、活躍できる環境につながることを考えております。2024年度は女性活躍の機会創出のため、「課題発見の達人」プログラムを導入し、事例等から課題を発見し、考え抜く力を養うための教育を中堅社員向けに提供しました。また、女性のロールモデルである先輩社員と若手社員の座談会を開催し、当社の女性活躍のあり方について意見を交わしました。

その他、ライフイベントを踏まえた女性のキャリア形成支援策として、キャリアカウンセリングの実施や育児休業から復職する社員を対象に復職への不安払拭と早期戦力化を目的としたセミナーを開催しました。

多様な人財の活躍と組織能力向上に寄与する指標の1つである、女性管理職比率は中長期的な目標として2030年に30%（2025年度目標：25%）を目指しており、2024年度の女性管理職比率は23.8%となりました。

人的資本インパクトパスの全体像



人財育成の推進

2024年度は、人財育成プログラム「RL Academy」のもと、様々な育成プログラムを展開いたしました。次世代経営人財の育成を目的とした「RL みらい塾」は社長の中村を塾長に月1回の頻度で開催し、社長の想いや考えを伝え、経営の視野・視座・視点を養う場となっております。2024年度は7回開催し、社長の中村をはじめNPO法人代表や企業経営経験者等の幅広い分野の外部講師を迎え、次世代リーダーとして必要な知見を広げています。

また、2024年度においてリコーリースの未来の柱となる事業を創出する目的である新規事業提案制度「Mirai Creation」の改定を機に、同アカデミーを通じて全社員向けセミナー（事業創出マインドセミナー、社内起業家セミナー）をはじめ新規事業提案検討に資する各種セミナー及び研修を展開いたしました。

今後も環境の変化や社会のニーズに対応し「RL Academy」をより充実していくことで人財育成を推進してまいります。

会社全体で多様性を育み組織強化を図る目的のもと、2017年度から続く女性社員向け研修を2024年度も現場中心でキャリアを積んできた女性の中堅層に対して実施いたしました。企業経営に関する基本的知識を学びながら、各所で活躍するメンバー同士の協働にて経営提言を実施することで自身の視座を上げることがを企図し「女性リーダー研修」として継続して実施しています。

健康経営の推進

当社では、2016年に「健康宣言」を定めて以来、社員ハピネスの実現へ向けて、社長執行役員を最高責任者とする健康経営推進体制（健康経営推進部門、事業所長、各部署選出の衛生委員、産業保健スタッフなど）のもと、健康経営を推進しました。昨年度は、社員の生活習慣病とメンタル不調の予防を健康課題とし、健康指標を設定しました。様々なライフイベントがある中、自ら進んで健康であろうとする行動を“ヘルスアップチャレンジ”と定義、“働き方改革”と合わせた2つを柱とする「健康経営戦略マップ」を策定し実行しました。

その上で、健康増進施策の推進と事後措置の見直しを行いました。具体的には、社員の健康リテラシーの向上を目的に健康意識調査や社内情報通信の発信を開始、啓発イベント、健康管理アプリの普及イベントを実施しました。そして、健診結果に基づく有所見判定図の見直しや、健康リスクの階層化、質の高い保健指導を行いました。なお、定例の経営層会議に主管区が健康経営戦略や要因分析を報告、健康指標の実績や健康課題については産業医が助言する管理体制を継続しています。このような取り組みが評価され、本年も健康経営優良法人（大規模法人部門）に9年連続認定となりました。

また、2021年度よりライフイベントを意識した上でのキャリア研修（セルフコンパッション研修；なりたい自分になる）を実施しています。キャリアを振り返り、自分自身を認める体験から、主体的にキャリアを形成していくための考え方やスキルを身につけることを狙いとしており、2024年度も実施しました。

「自ら学び続ける」意識をさらに醸成すべく、自己研鑽を推進するプログラムとして、「グロービス学び放題/eMBA」「スタディサプリ」といった動画やアプリで学べる環境を提供し、また、社員一人ひとりのキャリア自立支援の一環としてキャリアカウンセリングルームは月に1日、当社のキャリアカウンセラーの有資格者が、希望者のキャリア相談を受けています。

こうした取り組みの結果、2024年度における社員1人当たりの教育費（リコーリース単体）は58,176円となり、現中期経営計画の目標値である「1人当たり教育費55,000円」を1年前倒しで達成いたしました。

—健康宣言—

- ① 社員一人ひとりがリコーリースの財産です。
- ② 社員一人ひとりの健康は、自身の幸福の基盤であり、リコーリースの発展の基盤でもあります。
- ③ リコーリースでは社員一人ひとりが主体的に健康維持増進を図り、会社は安全・健康・快適な職場（環境）の実現を図ります。



6. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	85,500百万円
農林中央金庫	60,000百万円
株式会社みずほ銀行	55,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	55,000百万円
株式会社日本政策投資銀行	50,000百万円
信金中央金庫	50,000百万円

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額を含んでおりません。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 120,000,000株

2. 発行済株式の総数 31,243,223株

3. 株主数 65,830名

4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社リコー	10,380	33.57％
みずほリース株式会社	6,160	19.92％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,054	6.65％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	639	2.07％
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	360	1.17％
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	339	1.10％
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	325	1.05％
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS MORANT WRIGHT NIPPON YIELD FUND	305	0.99％
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS MORANT WRIGHT JAPAN FUND	250	0.81％
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	240	0.78％

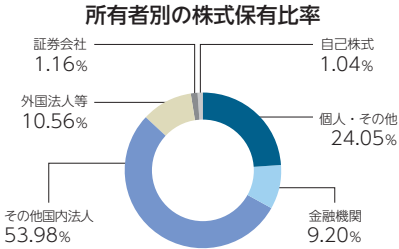
(注) 1. 当社は、自己株式を324,062株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中、信託を利用した株式報酬制度に基づいて、株式を以下のとおり交付いたしました。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）	5,449株	3名

(注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役につきましては、該当する事項はありません。
2. 株式報酬の内容につきましては、「③会社役員に関する事項 2.取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。



3 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

取締役の状況（2025年3月31日現在）				
氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会等への出席状況（注11）	
中村 徳晴	代表取締役	社長執行役員 取締役会議長	取締役会	
			14回中14回(100%)	
佐野 弘純	取締役	専務執行役員 本社担当 株式会社Welfareすずらん（注10） 代表取締役社長	取締役会	
			14回中14回(100%)	
黒木 伸一	取締役	専務執行役員 営業担当	取締役会	
			14回中14回(100%)	
荒川 正子	社外取締役	指名報酬委員会 委員 株式会社エーエムシーアドバイザーズ（注6） 代表取締役	取締役会	指名報酬委員会
			14回中14回(100%)	15回中15回(100%)
取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要				
金融・不動産の専門性や他社社外役員としての経験に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任、報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。				
戒井 真理	社外取締役	指名報酬委員会 委員 有限会社戒井会計コンサルティング（注6） 代表取締役 イオンディライト株式会社（注6） 社外監査役	取締役会	指名報酬委員会
			14回中14回(100%)	15回中15回(100%)
取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要				
米国公認会計士及び公認不正検査士としての豊富な経験と見識に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任、報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。				
原澤 敦美	社外取締役	指名報酬委員会 委員 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所（注6） パートナー 株式会社ギックス（注6） 社外監査役 川崎汽船株式会社（注6） 社外取締役	取締役会	指名報酬委員会
			14回中14回(100%)	15回中15回(100%)
取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要				
弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任、報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。				
一ノ瀬 隆	社外取締役	指名報酬委員会 委員長 リンクステック株式会社（注6） 代表取締役会長	取締役会	指名報酬委員会
			14回中14回(100%)	15回中15回(100%)
取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要				
大手電機メーカー系列会社等の経営者としての幅広い経験と高い見識に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員長を務めており、役員選任、報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。				

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会等への出席状況（注11）	
座間 信久	社外取締役	みずほリース株式会社（注7） 常務執行役員 審査グループ長	取締役会	
			14回中14回(100%)	
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
大手銀行グループにおける経営層としての豊富な経験と金融業界に関する幅広い知識と高い見識に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。				
入佐 孝宏	社外取締役	株式会社リコー（注8） コーポレート上席執行役員 リコーデジタルサービス ビジネスユニット プレジデント リコージャパン株式会社（注9） 取締役 会長執行役員	取締役会	
			14回中14回(100%)	
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
大手事務・精密機器メーカーにおけるIT・テクノロジー事業分野並びに経営戦略に係る経験と知識に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。				
野地 彦旬	社外取締役	横浜ゴム株式会社（注6） 名誉顧問 ホーチキ株式会社（注6） 社外取締役 河西工業株式会社（注6） 社外取締役	取締役会	指名報酬委員会
			12回中12回(100%)	13回中13回(100%)
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
大手車両部品メーカー会社における経営者としての豊富な経験とテクノロジーや企業経営にかかる高い見識に基づく経営の監督と経営全般への有益な発言、助言等社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任、報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。				
川島 時夫	社外取締役 （監査等委員）	株式会社共立メンテナンス（注6） 社外取締役（監査等委員）	取締役会	監査等委員会
			14回中14回(100%)	22回中22回(100%)
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
大手金融機関における長年の勤務による財務及び会計に関する知見や上場会社における常勤監査役の経験に基づく当社経営に対する実効性の高い監督等社外取締役に期待される十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。				
中沢 ひろみ	社外取締役 （常勤監査等委員）	株式会社Welfareすずらん（注10） 監査役 エンプラス株式会社（注10） 監査役 株式会社IMAGICA GROUP（注6） 社外取締役（監査等委員）	取締役会	監査等委員会
			14回中14回(100%)	22回中22回(100%)
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見や上場企業の役員としての豊富な経験に基づく当社経営に対する実効性の高い監督等社外取締役に期待される十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。				
深山 徹	社外取締役 （監査等委員）	深山法律事務所（注6） 代表弁護士 株式会社コーセー（注6） 社外監査役 小津産業株式会社（注6） 社外監査役	取締役会	監査等委員会
			14回中14回(100%)	22回中22回(100%)
			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	
弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づく、当社経営に対する実効性の高い監督等社外取締役に期待される十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。				

（注） 1. 監査等委員である取締役 川島時夫氏及び中沢ひろみ氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・川島時夫氏は、大手金融機関での長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、上場会社の常勤監査役を務める等、豊富な経験と高い見識を有しております。
- ・中沢ひろみ氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有し、上場企業の役員を務める等、豊富な経験と高い見識を有

- しております。
- 2024年6月24日開催の第48回定時株主総会の終結の時をもって、二宮雅也氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
 - 2024年6月24日開催の第48回定時株主総会において、新たに野地彦旬氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中沢ひろみ氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 当社は、取締役 荒川正子氏、戒井真理氏、原澤敦美氏、一ノ瀬隆氏及び野地彦旬氏並びに監査等委員である取締役 川島時夫氏、中沢ひろみ氏及び深山徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 株式会社エーエムシーアドバイザーズ、有限会社戒井会計コンサルティング、イオンディライト株式会社、五十嵐・渡辺・江坂法律事務所、株式会社ギックス、川崎汽船株式会社、リンクステック株式会社、横浜ゴム株式会社、ホーチキ株式会社、河西工業株式会社、株式会社共立メンテナンス、株式会社IMAGICA GROUP、深山法律事務所、株式会社コーセー、小津産業株式会社と当社との間に特に記載すべき関係はありません。
 - 当社はみずほリース株式会社の持分法適用会社となります。
 - 株式会社リコーは、当社の特定関係事業者であり、当社は株式会社リコーの持分法適用会社となります。
 - リコージャパン株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
 - 株式会社Welfareすずらん及びエンプラス株式会社は当社の子会社となります。
 - 野地彦旬氏は、2024年6月24日開催の当社第48回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び指名報酬委員会の出席回数が他の取締役と異なっております。

2. 取締役の報酬等の総額

① 当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	(単年度) 業績連動賞与	(R S 信託型) 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	213	124	71	17	11
（うち社外取締役）	53	53	—	—	8
取締役（監査等委員）	34	34	—	—	3
（うち社外取締役）	34	34	—	—	3
合計	248	158	71	17	14
（うち社外役員）	87	87	—	—	11

- (注) 1. 上記には、2024年6月24日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
3. 上記（R S 信託型）株式報酬額は、当該事業年度における取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬として費用計上した額となります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第44回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち、社外取締役分は年額60百万円以内、また当該報酬限度額には従業員分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点において対象となる取締役は11名（うち、社外取締役は7名）です。

また、取締役の報酬限度額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度の導入について決議いただいております。当初信託期間（2019年8月15日から2024年8月末日）において、取締役に交付するために必要となる当社株式の取得金額として信託へ拠出する金銭の上限は300百万円であります。当該株主総会終結時点において対象となる取締役は4名です。なお、2023年6月26日開催の第47回定時株主総会において、株式報酬制度を一部変更（株式付与を在任時にするとともにその株式に譲渡制限を付すことと）することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点において対象となる取締役は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第44回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。また、当該株主総会終結時点において対象となる監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2024年5月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社および当社グループの企業価値（株主価値）の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、役員報酬を位置付けており、コーポレートガバナンス強化の観点から、以下の方針に基づいて報酬を決定する。

- （1）取締役期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。
- （2）会社業績や企業価値（株主価値）を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。
- （3）優秀な人材を登用（採用）・確保できる報酬水準を確保する。
- （4）株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成し、適切に監督を行う役割と独立性の観点から、監査等委員である取締役および社外取締役については、基本報酬のみを支払う。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

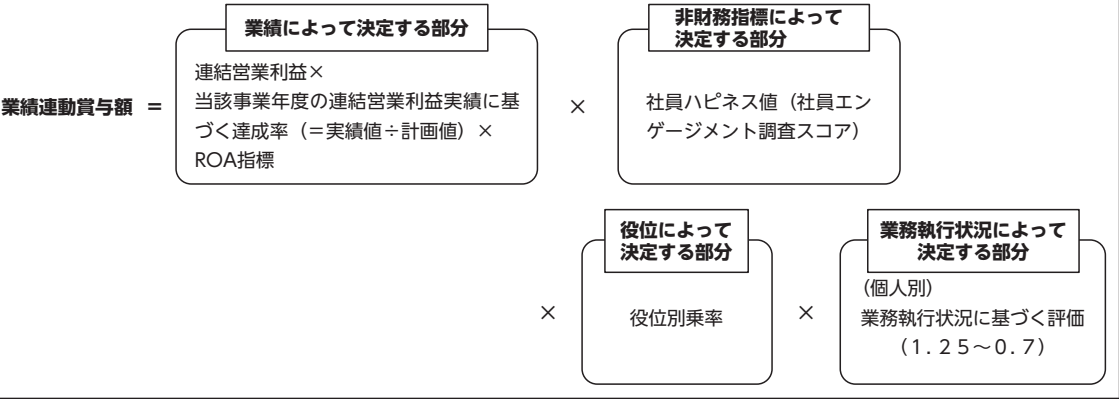
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（役位別定額）である。基本報酬は、取締役の役割と責任の重さ、同業他社や同規模企業群との水準、当社の業績および従業員給与の水準を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申に基づき作成された役位別基本報酬額表を当社取締役会において決定し、個人別の基本報酬は、その役位別基本報酬額表に基づき決定する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等に該当する業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上の取り組み成果を反映させるという考え方に基づく現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

各取締役の個別の業績連動賞与の額は、当社取締役会が決定した下記算定式に基づき、各取締役の業務執行状況を踏まえ、その決定を代表取締役社長執行役員に委任する。

業績連動賞与算定式



この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務執行の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからである。なお、各取締役の業務執行状況に基づく評価は、代表取締役社長執行役員が各取締役の評価について指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会の答申内容に従って決定する。ただし、代表取締役社長執行役員の業務執行状況に基づく評価は、指名報酬委員会において目標設定および評価に関する代表取締役社長執行役員との面談を行い、指名報酬委員会が決定する。

非金銭報酬等に該当する株式報酬は、取締役の報酬と連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした、当社が金銭を拠出することによる設定した信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬である。各取締役に付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程にもとづき、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標（連結営業利益等）の達成度に応じて付与する。

なお、2023年7月より、取締役が当社株式の交付を受ける時期を、それまでの退任時から在任時に変更するとともに、その当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を図る。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同様程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、代表権に応じて中長期的インセンティブにあたる株式報酬ウエイトが高まる構成とする。なお、以下に定める通り、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＋非金銭報酬等＝1：1とする。（業績目標100％達成時における報酬等の種類ごとの比率の目安）

(業務執行から独立した立場にある取締役)			
	固定報酬		
監査等委員である取締役 社外取締役	基本報酬		
(業務執行取締役)			
	固定報酬	業績連動報酬	
代表取締役	基本報酬 (50%)	業績連動賞与 (35%)	株式報酬 (15%)
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	基本報酬 (50%)	業績連動賞与 (37%)	株式報酬 (13%)

5. その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の報酬決定についての客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、指名報酬委員会を設置する。同委員会は取締役会内の諮問機関として位置付けており、独立社外取締役のみで構成する。取締役の報酬は、同委員会において、取締役の報酬制度や報酬水準が方針に沿ったものであるかを審議し、その結果を取締役会に答申を行い、取締役会はその結果を踏まえて決定する。

また、取締役の報酬等の決定に際して、事前に予期せぬ特殊要因（天変地異、急激な為替の変動、不祥事、組織再編等、ただし、必ずしもこれらに限定されていない。）が発生した場合には、必要に応じて臨時に指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議において裁量的な判断を加える場合がある。

以 上

4 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は、営業利益、営業利益達成率及びROA指標であり、非財務指標は、社員ハピネス値（社員エンゲージメント調査スコア）であります。これらの実績は下記のとおりであります。

指標	2024年度実績	前年差	指標を選択した理由
連結営業利益	21,729百万円	+719百万円	中期経営計画の財務目標に掲げており、事業成長戦略の遂行により、収益力の拡大と達成度を示す指標
連結営業利益達成率	103.0%	+1.0%	
ROA指標	1.19%	+0.28%	当期純利益並びに資本収益性を意識した経営の実践により、「稼ぐ力」の改善を示す指標
社員ハピネス値	71点	± 0 点	人的資本経営の実践により、人財マネジメントビジョン「Happiness at work®（ハピネス アット ワーク）」の実現度を示す指標

なお、2024年度における連結営業利益の目標値は21,100百万円であります。

5 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当該事業年度における株式の交付実績は、「②会社の株式に関する事項 5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員中村徳晴に対し、各取締役の個別の業績連動賞与の額について、各取締役の業務執行状況を踏まえ、その決定を委任しております。委任された権限の内容、当該権限を委任した理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合のその内容は「③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。

ご参考

役員報酬制度改定後の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

2025年5月2日の取締役会において、第49回定時株主総会にお諮りしている第5号議案及び第6号議案を承認いただくことを条件として、新たに「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しました。その内容は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社及び当社グループが経営理念『私達らしい金融・サービスで豊かな未来への架け橋となります。』の実現に向けて、持続的な業績向上と中長期的な企業価値の増大に有効なインセンティブとなる役員報酬制度となるように、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、以下の方針に基づいて報酬を決定する。

(1) 取締役 に期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。

(2) 会社業績や企業価値を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。

(3) 優秀な人材を登用（採用）・確保できる報酬水準を確保する。

(4) 株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。

具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬（業績連動型）により構成し、総報酬における業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の割合は、職責の重い取締役ほど高くなるように決定し、業績及び企業価値との連動性を高めるものとする。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬及び株式報酬（非業績連動型）により構成する。

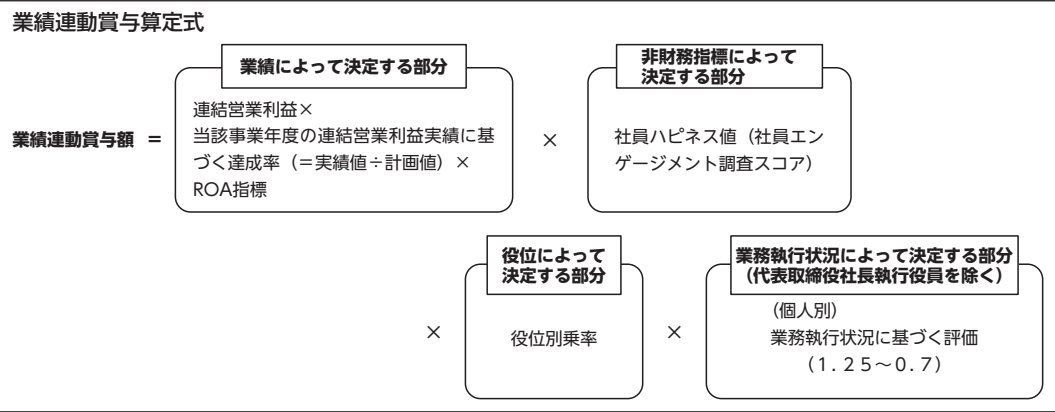
2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬（役位別定額）である。基本報酬は、取締役の役割と責任の重さ、同業他社や同規模企業群との水準、当社の業績及び従業員給与の水準を総合的に勘案し、優秀な経営人材を登用・確保できる報酬水準であることを考慮のうえ、指名報酬委員会の答申に基づき作成された役位別基本報酬額表を当社取締役会において決定し、個人別の基本報酬は、その役位別基本報酬額表に基づき決定する。また、監査等委員である取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみであり、その額は監査等委員会の協議を経て決定する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等に該当する単年度業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上の取り組み成果を反映させるという考え方に基づく現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

各取締役の個別の業績連動賞与の額は、当社取締役会が決定した下記算定式に基づき、各取締役の業務執行状況を踏まえ、その決定を代表取締役社長執行役員に委任する。



この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務執行の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからである。なお、各取締役の業務執行状況に基づく評価は、代表取締役社長執行役員が各取締役の評価について指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会の答申内容に従って決定する。

非金銭報酬等に該当する株式報酬は、取締役の報酬と連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした、当社が金銭を拠出することによる設定した信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬である。各取締役に付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程にもとづき、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（連結営業利益等）の達成度に応じ て付与する。

なお、2023年7月より、取締役が当社株式の交付を受ける時期を、それまでの退任時から在任時に変更するとともに、その当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を図る。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同様程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、代表権に応じて中長期的インセンティブにあたる株式報酬ウエイトが高まる構成とする。なお、以下に定めるとおり、代表取締役社長執行役員の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝40：30：30とする。（業績目標100％達成時における報酬等の種類ごとの比率の目安）また、原則として、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：株式報酬（非業績連動型）＝95：5とする。

(業務執行取締役の報酬構成)

代表取締役社長執行役員	基本報酬 (40%)	業績連動賞与 (30%)	株式報酬 (30%)
取締役 (代表取締役社長執行役員以外)	基本報酬 (50%)	業績連動賞与 (25%)	株式報酬 (25%)

(社外取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬構成)

社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	基本報酬 (95%)	株式報酬 (5%)
------------------------	------------	-----------

5. その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の報酬決定についての客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、指名報酬委員会を設置する。同委員会は取締役会内の諮問機関として位置付けており、独立社外取締役のみで構成する。取締役の報酬は、同委員会において、取締役の報酬制度や報酬水準が方針に沿ったものであるかを審議し、その結果を取締役会に答申を行い、取締役会はその結果を踏まえて決定する。

また、取締役の報酬等の決定に際して、事前に予期せぬ特殊要因（天変地異、急激な為替の変動、不祥事、組織再編等、ただし、必ずしもこれらに限定されていない）が発生した場合には、必要に応じて臨時に指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議において裁量的な判断を加える場合がある。

以 上

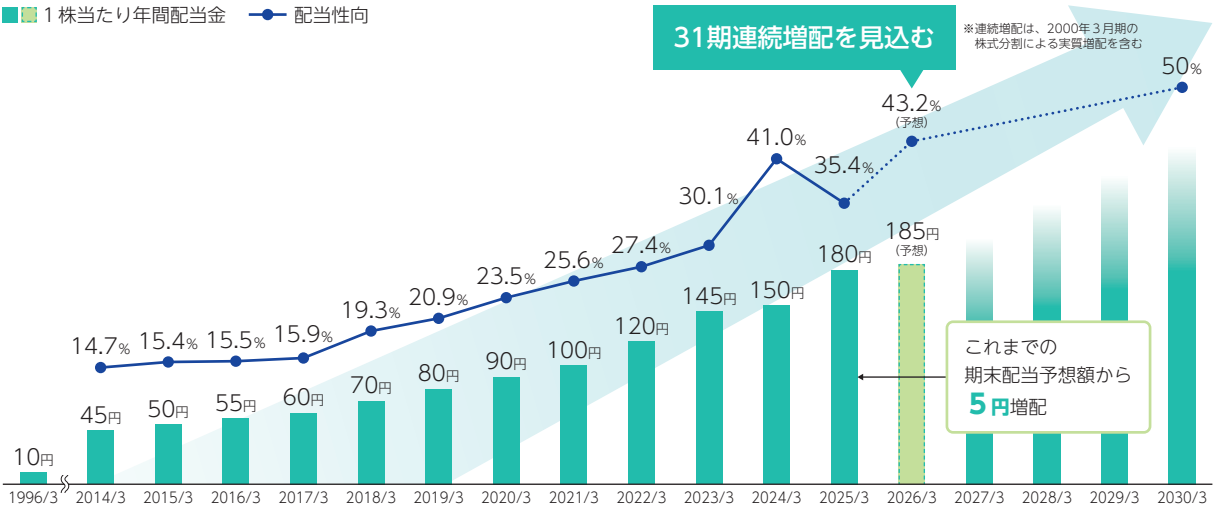
ご参考

株主還元のご案内

株主還元基本方針

配当の累進性と業界トップクラスの還元水準を意識し、持続的な成長と適正な資本構成及び財務体質の強化を図り、株主還元の拡充を目指す。現中期経営計画の最終年度（2026年3月期）は、配当性向40％以上の目標に対し43.2％を予想、2030年3月期には50％を目安に還元を行う。

配当金推移



株主優待制度のご案内

保有株式数 ^{※1}	保有継続期間 ^{※2}	優待品
100株以上 300株未満	1年未満	2,000円 相当
	1年以上 3年未満	4,000円 相当
	3年以上	5,000円 相当
300株以上	1年未満	5,000円 相当
	1年以上 3年未満	8,000円 相当
	3年以上	10,000円 相当

※1 割当基準日（3月末日、年1回）における保有株式数。 ※2 2022年以降、9月末日の保有確認は100株以上の保有を条件としております。
※3 食料品や雑貨、QUOカードなどからお好きな商品を1点お選びいただけます。



※写真の商品は変更になることがあります。

保有株式数を増やすと
カタログギフトに
ランクアップ！

カタログギフトから「寄付コース」を選択していただくと日本赤十字社に寄付されます。

2025年3月期のトピックス

▶「アンジュプレイス（Anju Place）」が誕生

当社が提供している単身シニア向けの賃貸住宅について、2025年2月より「アンジュプレイス（Anju Place）」としてブランド展開を始めました。単身シニア向け賃貸住宅の展開及びサービスの拡充により、シニアビジネス領域の知見を高め、安心・安全な住環境の提供を図ります。



▶「オペレーションアシスト」の受託

太陽光発電事業者に代わり、太陽光発電所運営の事務業務を代行するサービスである「オペレーションアシストサービス」にて、新たに発電所運営管理契約を受託しました。「自社で発電所運営を行う発電事業者としての目線」を活かし、発電事業者に寄り添った「ソーラーアシスト」のサービス提供を挙げながら、再生可能エネルギーの主力電源化に貢献してまいります。

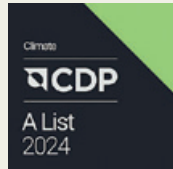


▶ スポーツチームの支援活動



当社は、東京ヴェルディ株式会社とのコーポレートパートナー契約及び東京ヴェルディフлагフットボールチームとのユニフォームパートナー契約を締結しました。東京ヴェルディへの支援を通じて、スポーツの普及により地域社会の未来を豊かにしていくことを目指し活動してまいります。

▶ CDP気候変動レポートにて最高評価



当社は、国際的な非営利団体CDPから、気候変動に対する取り組みや情報開示が優れた企業として、最高評価の「Aリスト企業」に選定されました。当社グループでは、今後も事業を通じた環境への取り組みを推進し、持続可能な循環社会の実現に貢献してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表（単位：百万円）

科 目	第49期 2025年3月31日現在	第48期（ご参考） 2024年3月31日現在	科 目	第49期 2025年3月31日現在	第48期（ご参考） 2024年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	1,119,425	1,051,425	流動負債	324,462	299,805
現金及び預金	1,345	4,956	支払手形及び買掛金	21,282	21,567
受取手形及び売掛金	226	233	短期借入金	7,000	—
割賦債権	183,519	175,125	1年内償還予定の社債	—	50,000
未収賃貸債権	21,035	24,335	1年内返済予定の長期借入金	127,000	114,200
リース債権及び リース投資資産	547,643	506,140	1年内支払予定の債権流 動化に伴う長期支払債務	8,432	11,434
営業貸付金	276,515	260,176	コマーシャル・ペーパー	75,000	25,000
その他の営業貸付債権	8,354	10,806	支払引受債務	583	2,686
その他の営業資産	9,962	12,259	リース債務	35	22
賃貸料等未収入金	10,973	9,655	未払法人税等	5,404	2,411
その他の流動資産	66,216	54,845	賃貸料等前受金	5,216	4,465
貸倒引当金	△6,367	△7,112	割賦未実現利益	25,806	24,354
固定資産	256,786	195,850	賞与引当金	1,616	1,429
有形固定資産	175,548	129,890	役員賞与引当金	71	56
賃貸資産	138,863	89,456	その他の流動負債	47,014	42,176
社用資産			固定負債	817,678	725,534
機械及び装置	33,866	29,236	社債	140,000	80,000
建設仮勘定	1,392	9,724	長期借入金	661,000	621,300
その他	1,426	1,473	債権流動化に伴う長期支払債務	1,151	9,583
無形固定資産	11,387	9,598	リース債務	89	135
賃貸資産	21	34	退職給付に係る負債	455	614
その他の無形固定資産	11,366	9,564	受取保証金	13,006	12,149
投資その他の資産	69,850	56,361	資産除去債務	1,686	1,455
投資有価証券	43,452	35,129	その他の固定負債	288	296
破産更生債権等	478	5,939	負債合計	1,142,141	1,025,339
繰延税金資産	5,435	4,649	純資産の部		
その他	20,952	16,170	株主資本	228,913	217,978
貸倒引当金	△469	△5,527	資本金	7,896	7,896
資産合計	1,376,211	1,247,276	資本剰余金	10,372	10,215
			利益剰余金	212,421	201,540
			自己株式	△1,777	△1,674
			その他の包括利益累計額	5,157	3,957
			その他有価証券評価差額金	4,516	3,470
			繰延ヘッジ損益	644	538
			退職給付に係る調整累計額	△3	△50
			純資産合計	234,070	221,936
			負債・純資産合計	1,376,211	1,247,276

連結計算書類

連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第49期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	第48期（ご参考） 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
売上高	312,156	308,335
売上原価	263,609	262,768
売上総利益	48,546	45,567
販売費及び一般管理費	26,816	24,557
営業利益	21,729	21,010
営業外収益	760	879
受取利息	187	68
受取配当金	359	294
投資事業組合運用益	182	485
その他の営業外収益	31	31
営業外費用	459	345
支払利息	174	78
支払手数料	－	10
社債発行費	236	160
社会貢献型寄付金	34	78
その他の営業外費用	14	18
経常利益	22,030	21,544
特別利益	425	－
投資有価証券売却益	425	－
特別損失	74	5,189
投資有価証券評価損	74	5,189
税金等調整前当期純利益	22,381	16,354
法人税、住民税及び事業税	8,058	5,866
法人税等調整額	△1,335	△790
当期純利益	15,658	11,278
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	15,658	11,278

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2025年 5 月22日	
リ コ ー リ ー ス 株 式 会 社	
取締役会 御中	
	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 墨 岡 俊 治 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 規 弘 業務執行社員
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第 4 項の規定に基づき、リコーリース株式会社の2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リコーリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年5月22日	
リコーリース株式会社			
取締役会 御中			
		有限責任監査法人トーマツ	
		東京事務所	
		指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 墨 岡 俊 治
		指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 渡 辺 規 弘
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リコーリース株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

リコーリース株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 中 沢 ひろみ ㊞

監査等委員 川 島 時 夫 ㊞

監査等委員 深 山 徹 ㊞

※監査等委員である中沢ひろみ、川島時夫、深山徹の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時	2025年6月23日（月曜日） 午前10時 <u>受付開始 午前9時30分</u>
会 場	ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階 おり鶴「麗の間」 東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 03-3265-1111（大代表）

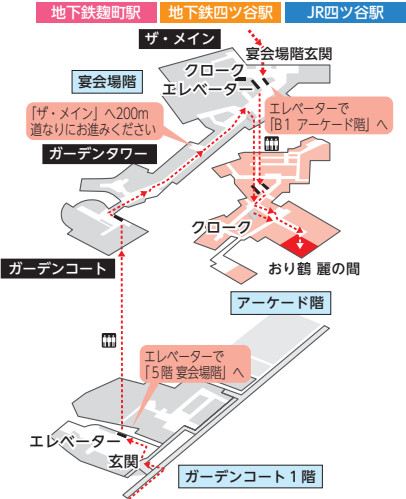
■ 交通のご案内

- 赤坂見附駅**（地下鉄 銀座線・丸ノ内線）D紀尾井町口：徒歩10分
- 麹町駅**（地下鉄 有楽町線）2番口：徒歩9分
- JR四ツ谷駅**（JR 中央線・総武線）麹町口：徒歩9分
- 永田駅**（地下鉄 半蔵門線）7番口：徒歩10分
- 四ツ谷駅**（地下鉄 丸ノ内線・南北線）1番口：徒歩9分



会場（アーケード階）までの経路

■ ザ・メイン「宴会場階／フロント」からお越しの方は、宴会場階玄関から入り、エレベーターで「アーケード階」へお下がりください。



■ 地下鉄赤坂見附駅 地下鉄永田駅

■ ガーデンコート1階からお越しの方は、エレベーターで5階「宴会場階」へお上がりいただいた後、ザ・メインへお進みいただき、その後階段で「アーケード階」へお下がりください。

●当日、当社の役員及び係員はノーネクタイの「クールビズ」にてご対応させていただきます。

●株主総会の出席にあたり、会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2025年6月16日（月曜日）までに以下の問い合わせ先までご連絡ください。
【お問い合わせ先】
リコーリース株式会社 取締役会室
TEL：03-6204-0593 E-mail：ir@r-lease.co.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。